

# 久万高原町国土強靱化地域計画

久万高原町



## 〔目次〕

第1章 国土強靱化の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画の背景と目的 .....	1
1 計画の背景 .....	1
2 計画の目的 .....	1
第2節 国土強靱化に向けた国や県の取組 .....	2
1 国の取組 .....	2
2 県の取組 .....	3
(1) 愛媛県地域強靱化計画.....	3
(2) えひめ震災対策アクションプラン.....	4
第3節 基本目標 .....	6
第4節 本計画の役割と位置付け .....	6
第5節 計画期間 .....	7
第6節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針.....	8
第2章 対象とする災害と被害想定 .....	9
第1節 本町の特性 .....	9
1 位置及び地勢.....	9
2 地質 .....	10
3 気候 .....	11
4 人口 .....	12
5 産業、経済 .....	13
(1) 農林業.....	13
(2) 商工業.....	13
(3) 観光等.....	14
6 土地利用 .....	14
7 道路・交通 .....	15
(1) 道路.....	15
(2) 交通.....	17
第2節 対象とする自然災害 .....	18
1 風水害 .....	18
2 地震 .....	18
3 想定するリスク.....	19
第3章 脆弱性評価 .....	20
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	20
第2節 脆弱性評価を行う施策分野 .....	21
第4章 脆弱性評価及び推進方策 .....	22
第1節 直接死を最大限防ぐ .....	22
1 - (1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生.....	22
① 住宅・建築物等の耐震化の推進.....	22
② 空き家対策の推進.....	23
③ 電柱・ブロック塀等に対する対策の推進.....	23

④	住宅密集地での延焼防止対策の推進	23
⑤	南海トラフ地震臨時情報への対応強化	24
1 - (2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生	26
①	河川堤防等治水施設の整備、管理	26
②	ハザードマップの作成、情報提供等の実施	26
③	土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進	27
④	農地や農林業保全施設等の整備	28
⑤	ため池等の防災対策の推進	29
第2節	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	30
2 - (1)	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	30
①	応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進	30
②	救援物資受入体制の整備	31
③	緊急輸送道路などの災害対応力の強化	31
④	建物倒壊等による交通麻痺対策の推進	32
2 - (2)	長期にわたる孤立地域の発生	33
①	孤立集落対策の実施	33
2 - (3)	自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	35
①	消防署等の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実	35
②	災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備	36
2 - (4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	38
①	帰宅困難者等への対策の推進	38
②	観光客の帰宅困難対策の推進	38
2 - (5)	医療・保健・福祉機能の麻痺	40
①	医療機関の稼働対策や重症者の広域搬送	40
②	保健衛生活動や福祉支援体制の強化	41
2 - (6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	43
①	避難所の運営体制の充実	43
②	感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備	43
③	広域火葬体制の構築	44
④	原子力防災対策の充実強化	44
第3節	必要不可欠な行政機能は確保する	46
3 - (1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	46
①	事業継続計画（BCP）の推進	46
②	災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化	46
③	通信・情報システムの充実	47
第4節	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	50
4 - (1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	50
①	防災拠点施設等における停電対策の推進	50
②	通信事業者との連携強化	50
4 - (2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ	52
①	災害関連情報の伝達手段の多様化	52
②	防災・減災意識の向上等	52

③	適切な避難行動の呼びかけ	53
④	災害時要支援者対策の推進	54
第5節	経済活動を機能不全に陥らせない	56
5－	(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下	56
①	事業者の事業継続計画（BCP）策定支援	56
②	事業活動の再開に向けた支援体制の整備	56
③	有害物質の拡散・流出対策	57
5－	(2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	58
①	食料等の供給体制の確保	58
②	物流機能等の維持・早期再開	58
③	森林が有する多面的機能の維持	59
第6節	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	60
6－	(1) ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止	60
①	ライフラインの防災対策の推進	60
②	エネルギー供給の多様化	61
③	水資源の確保や節水型社会づくりの推進	61
④	下水道等の防災対策の推進	61
⑤	緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルート確保	62
第7節	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	64
7－	(1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	64
①	災害廃棄物処理体制の充実	64
②	廃棄物処理関係団体等との連携	64
7－	(2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ	66
①	復旧・復興を担う人材等の確保	66
②	地域コミュニティの活性化	66
③	文化財の防災対策の推進	67
7－	(3) 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ	68
①	生活支援体制の整備	68
②	復興方針の策定体制の整備	69
③	風評被害の防止	69
第5章	重点プログラムの設定	70
第1節	プログラムの重点化の考え方と設定方法	70
第2節	重点化すべきプログラムの一覧	70
第6章	計画の推進	71
第1節	本計画の進捗管理	71
第2節	他の計画等の見直し	71



# 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

## 第1節 計画の背景と目的

### 1 計画の背景

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、基本法前文に記載された「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ために、政府一丸となって取組を推進してきました。

国では、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正が行われました。

これは、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることを目指し、本計画（令和5年7月28日閣議決定）を基本として本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって引き続き、強靱な国づくりを計画的に進めていくこととしています。

中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、「国土強靱化基本計画の見直しにあたって考慮すべき主要な事項や情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとしています。

なお、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとして、自然災害の他にも想定されますが、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、ひとたび大規模自然災害が発生すれば、国土の広範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画では、大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象とすることとしています。

### 2 計画の目的

本町では、近年発生した災害から得られた知見を反映するとともに、南海トラフ巨大地震等による甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進するため、令和2年9月に「久万高原町国土強靱化地域計画」を策定し、本町の強靱化を見据えた取組を積極的に進めてきました。

こうした中、令和5年6月に基本法が改正され、国においては「国土強靱化基本計画」が見直しをされ（令和5年7月28日閣議決定）、県においても令和6年10月に現行の「愛媛県地域強靱化計画」が修正されたこと、また、令和7年度を以って「久万高原町国土強靱化地域計画」が計画期間を終了することから、新たな強靱化に向け改訂することを目的とします。

## 第2節 国土強靱化に向けた国や県の取組

### 1 国の取組

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものであり、国では、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正が行われました。

これは、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることを目指し、本計画（令和5年7月28日閣議決定）を基本として本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって引き続き、強靱な国づくりを計画的に進めていくこととしています。

#### ■国の国土強靱化の理念

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

#### ■国土強靱化を推進する3つのメリット

- ① 被害の縮小
  - ・大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を縮小
- ② 施策（事業）のスムーズな進捗
  - ・地域計画の策定・進捗管理による庁内意識の共有化、施策（事業）の効果的かつスムーズな推進
  - ・国の関係府省庁所管の交付金・補助金の重点配分、優先採択等の重点化及び一定程度の配慮
- ③ 地域の持続的な成長
  - ・地域の強靱化により、信頼性の向上、投資の呼び込み、地域活性化と連動した施策展開

## 2 県の取組

### (1)愛媛県地域強靱化計画

県においても、想定される南海トラフ地震や大型台風・ゲリラ豪雨等の大規模災害時に、県民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくり計画として、平成28年3月に「愛媛県地域強靱化計画」を策定し、進捗管理や必要に応じた見直しを行っています。

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、国の基本計画と調和を図りながら策定するもので、アンブレラ計画として愛媛における地域の強靱化に関し、他の計画の指針となるものと位置づけていますが、平成27年3月に策定した「えひめ震災対策アクションプラン」と連携して推進することとし、計画期間は、同プランと同様、令和7年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを実施しています。

また、令和2年3月には、南海トラフ地震臨時情報等の新たな知見や西日本豪雨災害の検証結果のうち地震対策としても有効な取組などを反映し、連携して推進している「えひめ震災対策アクションプラン」の中間見直しや「国土強靱化基本計画」の変更、西日本豪雨災害の検証結果等を反映し、計画の中間見直しを実施しました。

#### ■基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、県民生活や地域社会を守るため、防災・減災対策を中心として、国や地方公共団体、県民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりを進めるとともに、えひめの美しい伝統・文化や景観を守り、後世に伝えていくことにより、愛と愛顔（えがお）のあふれる愛媛県の創造を目指すため、以下の基本理念を掲げています。

基本理念	強く、しなやかで、美しい 「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を目指す
------	--------------------------------------

#### ■基本目標

基本計画を踏まえ、基本理念を達成するために、次の4項目を基本目標として掲げています。

- ① すべての人命の確保が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

## ■強靱化推進の基本的な方針

国土強靱化の理念や基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本県における強靱化を推進するものとしています。

- ① 本県における気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本県を取り巻く社会・経済情勢等を踏まえ、長期的な観点から計画的に取組を進めていく。
- ② 国や市町、県民や民間事業者等と連携し、一体となって取組を進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組を進めていく。
- ③ 様々な分野の計画等の指針としての性格を有する「アンブレラ計画」として他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点も踏まえ、総合的に取組を進めていく。
- ④ 地域外で大規模災害（首都直下地震等）が発生した場合におけるバックアップやリダンダンシー確保などの観点も盛り込み、国全体の強靱化に貢献できるよう取組を進めていく。

## (2)えひめ震災対策アクションプラン

県では、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えることを目的として、「えひめ震災対策アクションプラン」を平成27年3月に策定し、令和6年10月に修正を行っています。

## ■施策の柱

地震・津波から県民の生命を守るためにどのような予防対策が必要か、また、被災したとしても被害拡大の防止や生活の再建のためにどのような体制を整えておくことが必要かという観点から、次のとおり3つの施策の柱を設定し、効果的に防災・減災対策を進めていくこととしています。

### I 被害軽減対策の推進 ～地震・津波から県民の生命を守るために～

地震の強い揺れや巨大な津波に対して、まずは県民の生命を守ることを最優先に、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方を基本として、建築物や重要インフラ等の耐震化、土砂災害対策、海岸堤防等の整備などのハード対策とともに、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、ソフト対策も有効に組み合わせて被害軽減のための予防対策を進めていく。

## Ⅱ 災害応急体制の確立 ～発災後の被害拡大を防ぐために～

被災したとしても、助かった命を守り、被害の拡大を防ぐため、救助活動や情報提供、被災者支援など、災害時における迅速かつ適切な対応能力が発揮できるよう応急体制を強化していく。

## Ⅲ 復旧・復興体制の確立 ～県民の生活を速やかに再建するために～

被災後の生活を1日でも早く再建するため、速やかに復旧・復興対策に着手できるように事前の準備を進めていく。

### 第3節 基本目標

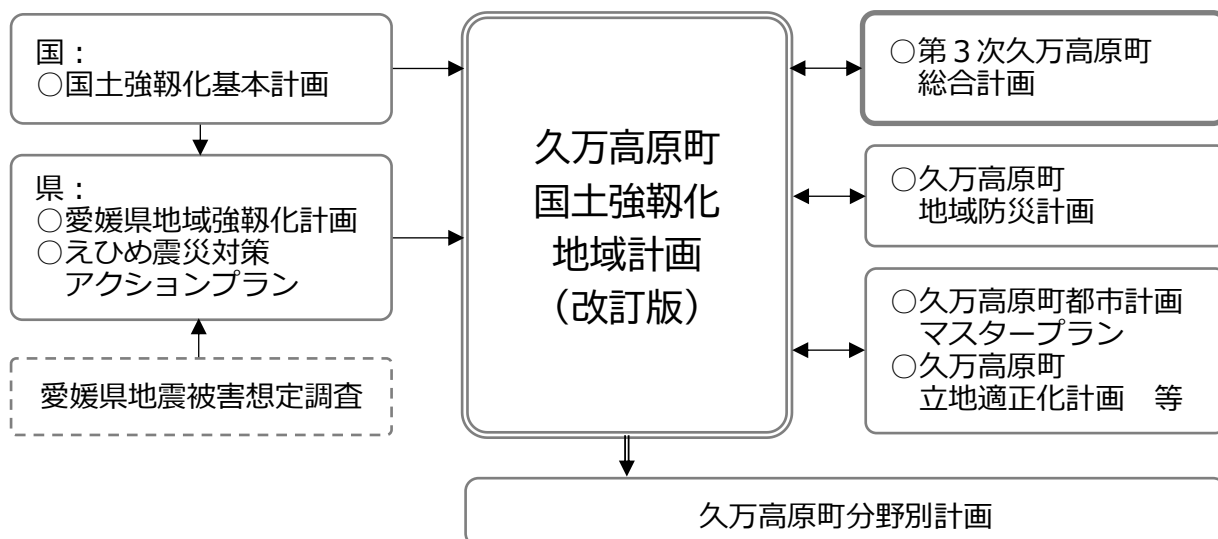
本町は、住民、地域、企業及び国・県等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

### 第4節 本計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたります。本計画は、本町の総合計画と整合・調和を図るものであるとともに、アンブレラ計画という性格を有するものとして、国土強靱化に係る部分（施策等）については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。

そのため、本町の関連計画や分野別計画の策定・更新・改訂等にあたっては、本計画を手引きとし、順次見直ししながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



## 第5節 計画期間

本計画は令和8年度（2026年度）から、令和12年度（2030年度）の5年間とします。

また、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

## 第6節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

### 1 国土強靱化の取組姿勢

- 町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。
- 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

### 2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と住民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

### 3 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国、県の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

### 4 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。
- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組を推進します。

## 第2章 対象とする災害と被害想定

### 第1節 本町の特性

#### 1 位置及び地勢

本町は平成16年に久万町、面河村、美川村、柳谷村の1町3村が合併し、久万高原町となりましたが、愛媛県の中央部に位置し、東経132度55分、北緯33度41分（基準：役場本庁舎）にあり、南北約30km、東西約28km、総面積は583.69km<sup>2</sup>で、標高1,000mを超える四国山地に囲まれた高原の町です。

本町の北部は松山市、東温市及び西条市に接し、西部は砥部町、内子町及び西予市、東部、南部は高知県と接しており、役場から車で松山市へ約50分（約31km）、高知市へ約2時間（約87km）の距離にあります。

町内には四国山地に源流部をもつ仁淀川（面河川）、久万川、黒川、二名川、有枝川が縦走する水源地域であり、また、気温は年平均13.3℃と概して低く、夏季は冷涼、冬季は寒冷で積雪もあり、台風の常襲地帯に属しています。

〔久万高原町の位置〕

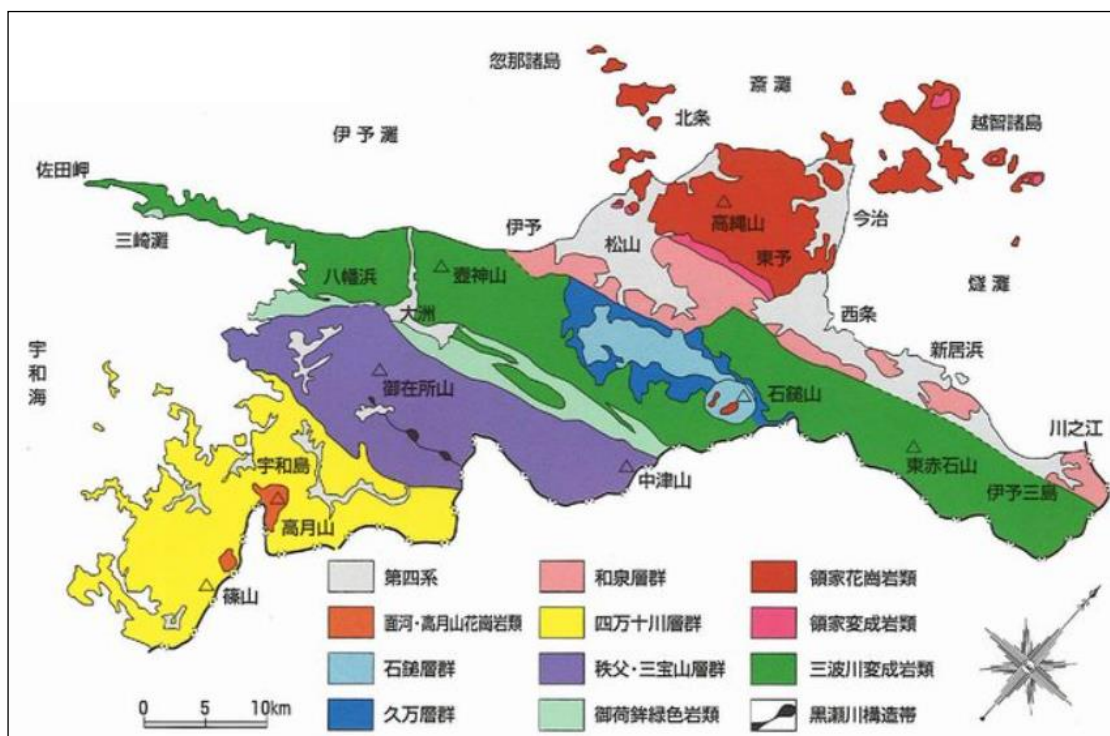


本町は、県内の市町では最も広大な面積を有しており、町内には、森林管理署、警察署、土木事務所、林業研究センター等の国及び県の出先機関があり、また、ごみ処理施設、養護老人ホーム、消防署等の施設、町立病院、診療所、老人保健施設等の地域医療、福祉施設等の整備を行っています。

## 2 地質

愛媛県の地質は、大きくは「中央構造線」によって二分され、構造線の北側は内帯、南側を外帯と区分されます。本町を含む外帯は海洋プレートの沈み込みに伴う付加体で構成され、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が東西方向に帯状構造で分布します。

〔愛媛県地質図〕



出典：管内道路概要図，四国地方整備局大洲河川国道事務所，2005)

本町においては、北から石鎚層群、久万層群、三波川帯及び御荷鉾帯、秩父累帯がほぼ東西方向に帯状に分布しています。石鎚山から石墨山を経て、三坂峠に至る北部には、瀬戸内火成活動（新第三紀：約1500万年前）による石鎚古火山（カルデラ）から噴出した石鎚層群（凝灰岩、火砕流堆積物、安山岩、花崗岩等）が分布、貫入しています。また、石鎚層群を囲むようにして陸域から供給された海成、湖成～河成堆積物を含む久万層群（第三紀始新世：約5000万年前）が分布しています。

基盤となる三波川帯（中生代白亜紀：約1億年前）は、沈み込んだ付加体が地下深くで変成された三波川結晶片岩類（緑色・黒色・珪質片岩等）で構成され、これらの岩石は、著しい片理が発達し薄く板状に割れやすく、黒色片岩などは縮緬状に褶曲し風化しています。また、東川、御三戸を経て大川に分布する御荷鉾帯には、御荷鉾緑色岩類と呼ばれる火山碎屑岩、変斑れい岩や玄武岩、珪質千枚岩などが分布し、三波川帯と秩父帯との境界の御荷鉾構造線は地すべりの多発が知られています。

御荷鉾帯以南の秩父累帯（中・古生代の地層）には、玄武岩質溶岩、火砕岩、チャート、珪質砂岩、角礫石灰岩等や、四国カルストを構成する石灰岩が分布しています。

### 3 気候

本町の気候は、山岳広陵地域で標高が高いため、夏は冷涼で冬は寒冷です。気象現象の変化が厳しく、湿度が高く霧・雨・曇り・雪が多いといった特徴があり、また、高低差のある複雑な地形により場所によっては昼夜、季節ごとに寒暖の差が大きくなります。

本町の久万（気象庁の観測所）の、1991～2020年の30年間では、年降水量の平均は2,006.5mmと瀬戸内海の地域に比べ多雨となっています。

また、過去の気象データをみると、日最大降水量は281.5mm、日最大1時間降水量は53.5mmとなっています。

なお、夏季の降水量は長期的に増加する傾向がみられ、地形・地質が複雑、ぜい弱で、台風の通り道でもあることから、土砂災害や河川の氾濫など災害への備えが求められます。

〔気象データ（観測史上1～5位の値）〕

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	281.5 (2022/9/18)	265.0 (2005/9/6)	265.0 (2004/8/30)	243.0 (2005/7/3)	240.0 (2019/8/15)
日最大10分間 降水量 (mm)	22.0 (2024/9/12)	19.0 (2023/7/25)	19.0 (2009/7/21)	17.5 (2012/8/6)	17.0 (2019/8/15)
日最大1時間 降水量 (mm)	53.5 (2017/9/17)	53.0 (2023/7/25)	51.5 (2020/8/29)	47.0 (2013/9/4)	46.5 (2024/8/29)
月降水量の 多い方から (mm)	744.0 (2014/8)	667.0 (1976/9)	653.0 (1993/7)	626.0 (1993/6)	622.0 (1980/7)
年降水量の 多い方から (mm)	2,990.0 (1980)	2,956.0 (1993)	2,752.0 (2004)	2,607.0 (1976)	2,510.0 (2011)
日最大風速 ・風向 (m/s)	13.9 北北西 (2018/9/30)	13.0 北北西 (2004/10/20)	12.8 北 (2017/10/22)	12.5 南東 (2022/9/19)	11.4 北北西 (2011/9/2)
日最大瞬間風速 ・風向 (m/s)	28.4 東南東 (2022/9/18)	28.1 北北西 (2017/10/22)	26.9 北北西 (2018/9/30)	25.1 東南東 (2022/9/19)	24.0 東南東 (2020/9/7)

出典：気象庁（過去の気象データ）

[https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/rank\\_a.php?prec\\_no=73&block\\_no=0741&year=&month=&day=&view=](https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/rank_a.php?prec_no=73&block_no=0741&year=&month=&day=&view=)

#### 4 人口

令和2年の国勢調査による町の総人口は、7,404人で、平成2年の人口13,313人から約44.4%の減少となっています。平成22年からの10年間では2,240人減少しています。

世帯数は、令和2年が3,638世帯で、平成2年の5,342世帯に比べ約31.9%の減少であり、1世帯あたりの人口は、令和2年が2.04人で、平成22年の2.17人、平成27年の2.08人に比較して年々核家族化が進行しています。

一方、老年人口をみると、令和2年では49.4%となっており高齢化が急速に進んでいます。

町としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、防災面についても要配慮者対策などに取り組み、関係機関、関係団体と連携して、防災対策を推進していくことが必要となっています。

##### 〔人口等の推移〕

区 分		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口(人)		13,313	12,781	11,887	10,946	9,644	8,447	7,404
世帯数(戸)		5,342	5,277	5,146	4,891	4,454	4,052	3,638
1世帯あたりの人員(人)		2.49	2.42	2.31	2.24	2.17	2.08	2.04
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	3,437	4,177	4,539	4,678	4,329	3,984	3,655
	割合(%)	25.8	31.9	38.2	42.7	44.9	47.3	49.4

出典：国勢調査

また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に推計した日本の地域別将来推計人口によると、本町の総人口は、令和7年に6,378人、令和12年に5,537人となり、令和17年には4,800人と5千人を割り込み、令和27年には3,597人、令和32年には3,065人まで減少することが推計されています。

そのため、災害発生時において対応する住民一人ひとりの役割や負担も相対的に大きくなることが想定され、更に災害に強い環境づくりを進める必要があります。

##### 〔久万高原町 将来人口の推計〕

(人)

	総人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	65~74歳	75歳以上
令和7年(2025年)	6,378	436	2,641	3,301	1,237	2,064
令和12年(2030年)	5,537	342	2,224	2,971	1,066	1,905
令和17年(2035年)	4,800	267	1,917	2,616	849	1,767
令和22年(2040年)	4,164	224	1,568	2,372	745	1,627
令和27年(2045年)	3,597	188	1,280	2,129	708	1,421
令和32年(2050年)	3,065	153	1,066	1,846	568	1,278

出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計 都道府県・市区町村の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口より

## 5 産業、経済

### (1)農林業

本町の総面積のうち森林が約90%を占めており、その地形的特性から農林業を基幹産業として発展してきましたが、農林家のほとんどが兼業で零細であり、経営耕地面積が少なく大規模な営農が困難な地域です。現在では就業人口、純生産額において、第三次産業の占める割合が大きくなっています。

農業については、四国山地に囲まれた山間の町であるため、経営耕地規模別の農家戸数の構成は、全体で1.0ha未満の小規模農家が76.2%（県63.6%）を占めています。基盤整備の進んでいない傾斜地にある耕作地では、大雨による水害、干ばつ等による水不足が発生するため、農業用の用排水路等の整備が必要となっています。

また、稲作の省力化と減反政策の実施に伴い、稲作中心から自然条件を活かした高原野菜の生産へと移行し、団地化と流通市場での銘柄化が図られているとともに、観光産業の発展とともに農家所得の向上を目指した観光農園や農産物の加工・販売にも取り組んでいます。

本町の森林面積は、52,477haと町総面積の約90%を占めており、特にスギを中心とする民有林の人工林率は82%に達しています。戦後の積極的な造林事業の展開により経済林としての基礎を確立した森林は、地域において最大の資源となっていますが、輸入材の増加等による木材価格の低迷により、地域林業を取り巻く情勢は非常に厳しく、林業の採算性は著しく低下しており、林業経営は一段と厳しい状況にあることから、林業の維持や森林のもつ多面的機能の維持すら困難になる恐れがあります。

そのため近年では、環境の観点からも積極的な森林整備に取り組んでおり、中でも久万広域森林組合の取り組む森林施業の団地化「久万林業活性化プロジェクト」により、未整備森林の減少や素材生産の増加に一定の成果をあげています。

### (2)商工業

本町の商業は、消費者の購買力が松山市へ流出し、また、ほとんどが家族経営の零細な商店であり、一部大型店等を除き、後継者不足、顧客・販売額の減少等の問題が生じているなど、個人商店が衰退傾向にあるため、商店街の再開発及び活性化に取り組んでいます。

本町の工業は、食品加工、木材加工、縫製、生コンなどの零細な事業所が中心であるものの、製材業、木材関連産業を主に、一次産品に付加価値を加える開発により、町内雇用に努めています。

また、地域資源を活かした企業や事業者の育成を図るとともに、高度情報通信網を活用して立地的条件を克服した起業の促進を図ることが求められています。

### (3)観光等

観光面では、西日本最高峰の石鎚山をはじめ、日本三大カルストの一つ四国カルスト、国立公園内の面河溪、名勝地古岩屋、国指定特別天然記念物八釜の甌穴群など豊かな自然資源のほか、観光ハブ機能と広域的な防災拠点として役割を果たすため「防災道の駅」として選定を受けた道の駅「天空の郷 さんさん」が整備されており、各観光地及び観光施設への集客を促進しています。さらに、基幹産業である農林業の体験型施設として、農業公園アグリピア等の整備を行っています。

また、町内には上黒岩岩陰遺跡をはじめとする多くの遺跡・史跡や久万美術館、天体観測館、面河山岳博物館等の文化施設も整備しており、自然環境、地域資源を活用した都市との交流促進に努めています。

## 6 土地利用

町の行政区画面積は583.69km<sup>2</sup>で都市計画区域は4,325haであり、そのうち用途地域は97.5haとなっています。(第1種低層住居専用地域8.5ha、第1種中高層住居専用地域14.0ha、第2種住居地域20.0ha、近隣商業地域25.0ha、準工業地域30.0ha)

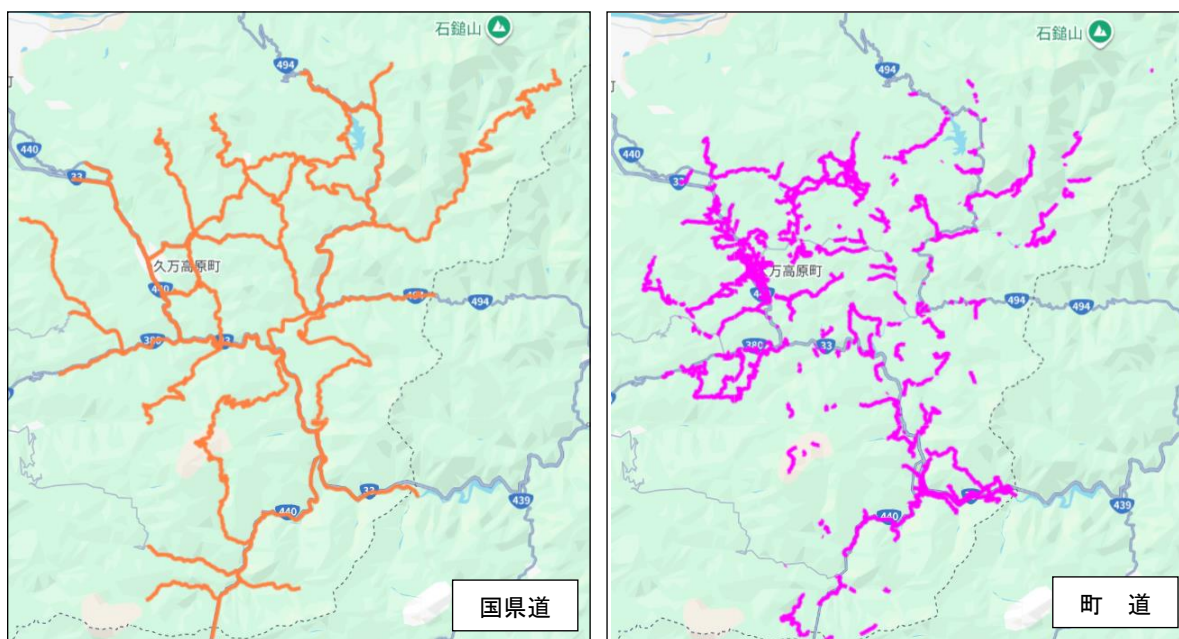
今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等防災対策の考慮が必要といえます。

## 7 道路・交通

### (1)道路

本町の道路網は、松山と高知を結ぶ国道33号を基軸とした国道380号、440号、494号の国道4路線、主要地方道4路線（西条久万線、野村柳谷線、久万中山線、小田柳谷線）、一般県道12路線を幹線道路として、それを補完する町道により形成されています。

〔久万高原町 道路網図〕

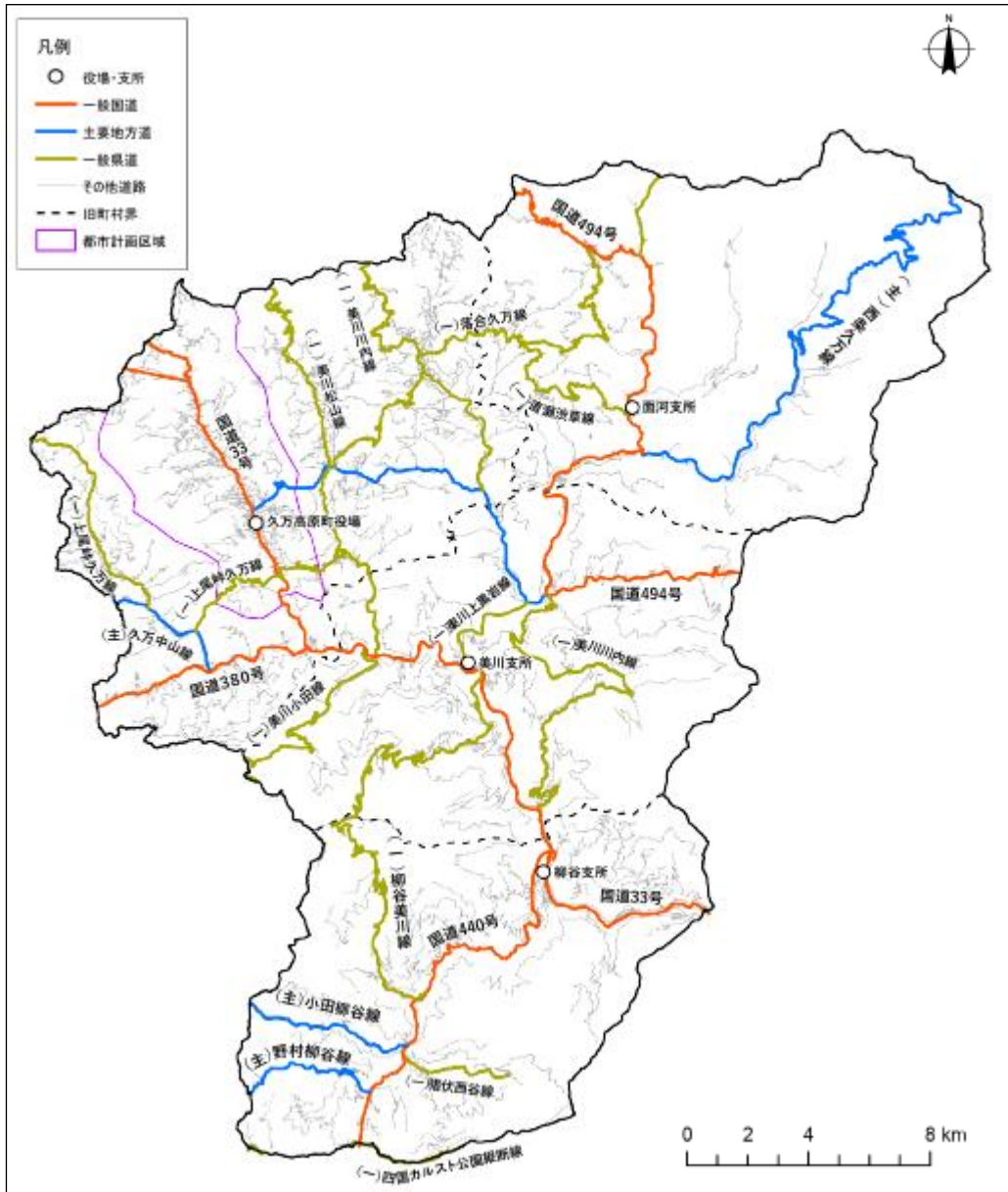


出典：久万高原町ハザードマップ (<https://apps01.chklab.com/Lg383864/Kumakogenmap/>)

国道33号は大雨時には落石・崩壊の危険から通行規制となることも多く、平成24年3月17日の三坂道路（みさかどうろ：愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神から愛媛県松山市久谷町に至る総延長7.6kmの自動車専用道路であり、地域高規格道路「高知松山自動車道」の一部として、2車線で開通。）の開通以後、松山市との往来の利便性が飛躍的に向上しています。また、令和2年1月25日には大規模岩盤崩落危険箇所を回避する橋中津トンネルが開通しました。

本町において、生活基幹道路としての維持・整備の促進は重要であり、災害時のライフライン確保のためにも、道路の利便性や信頼性の向上が強く望まれています。

[久万高原町 幹線道路ネットワーク図]

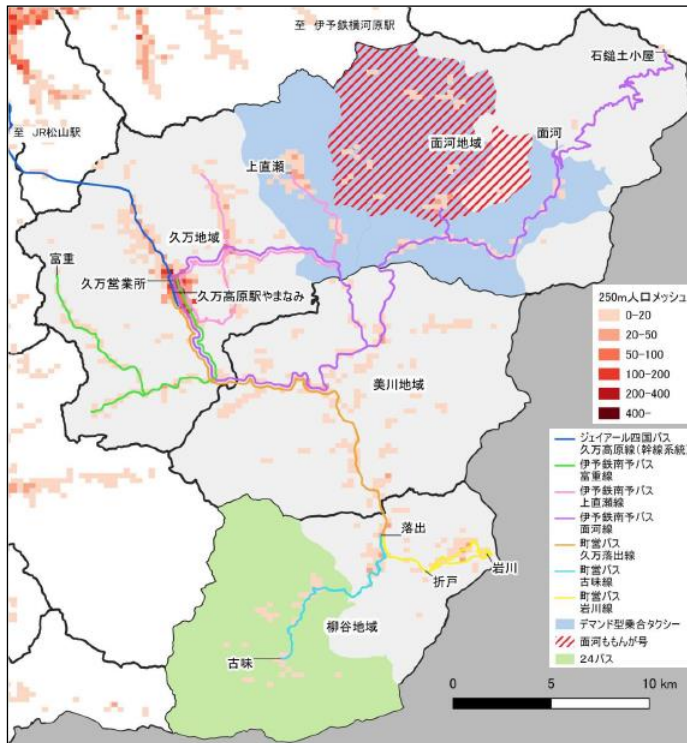


出典：久万高原町都市計画マスタープラン（令和4年3月）、p.10

## (2)交通

本町の公共交通は、民間路線バス4路線、町営バス3路線、区域運行3地区（デマンド型乗合タクシー1地区、交通空白地有償運送2地区）で構成されています。

### 〔久万高原町 公共交通網〕



出典：久万高原町地域公共交通計画（令和6年3月）p.16

## 第2節 対象とする自然災害

### 1 風水害

本町は、その多くを山地が占め脆弱な地質構造であることから、台風等の豪雨による土砂災害にたびたび見舞われています。本町の土砂災害警戒区域指定箇所数は632か所（令和8年1月6日現在）、指定予定箇所は323か所で、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの危険箇所を多く抱えています。

なお、三波川帯は御荷鉾緑色岩類の地層である美川村沢渡では約100haの大規模な地すべりが発生しました。また、仁淀川及び支流は蛇行が著しく、流下能力が過小であるため、梅雨前線や台風の季節には、豪雨により流量が急増し、護岸等の被害や浸水被害が発生しています。

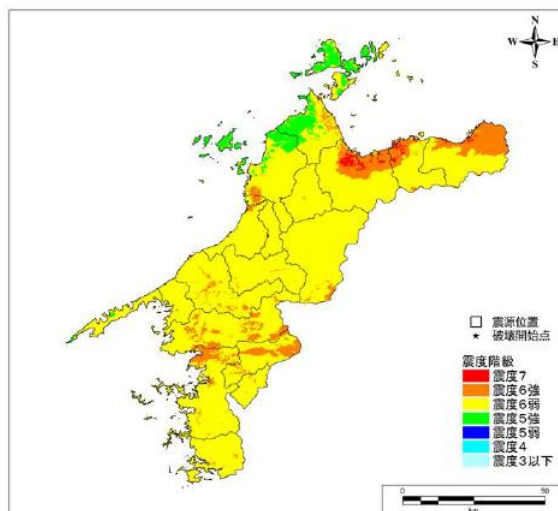
### 2 地震

本町では、南海トラフ沿いの100年～150年周期で繰り返すプレート境界地震の発生が切迫しています。白鳳（天武）地震（684年）から、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きており、近年では既往最大の宝永地震（1707年）、安政東海・南海地震（1854年）、昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）が発生し、昭和東南海・南海地震から既に70年以上が経過しています。直近の昭和南海地震（M8.0）では、県内で死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟等の被害が発生しています。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、フィリピン海プレート内部（深さ40～60km）で発生する地震として、1649年以降にM6.7～M7.4の地震が6回発生しており、近年の代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）では久万町で震度5強、美川村で震度5弱となり、公共施設を含め家屋の屋根・壁等の破損被害が発生しています。

なお、中央構造線断層帯の過去の活動については、四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定されています。

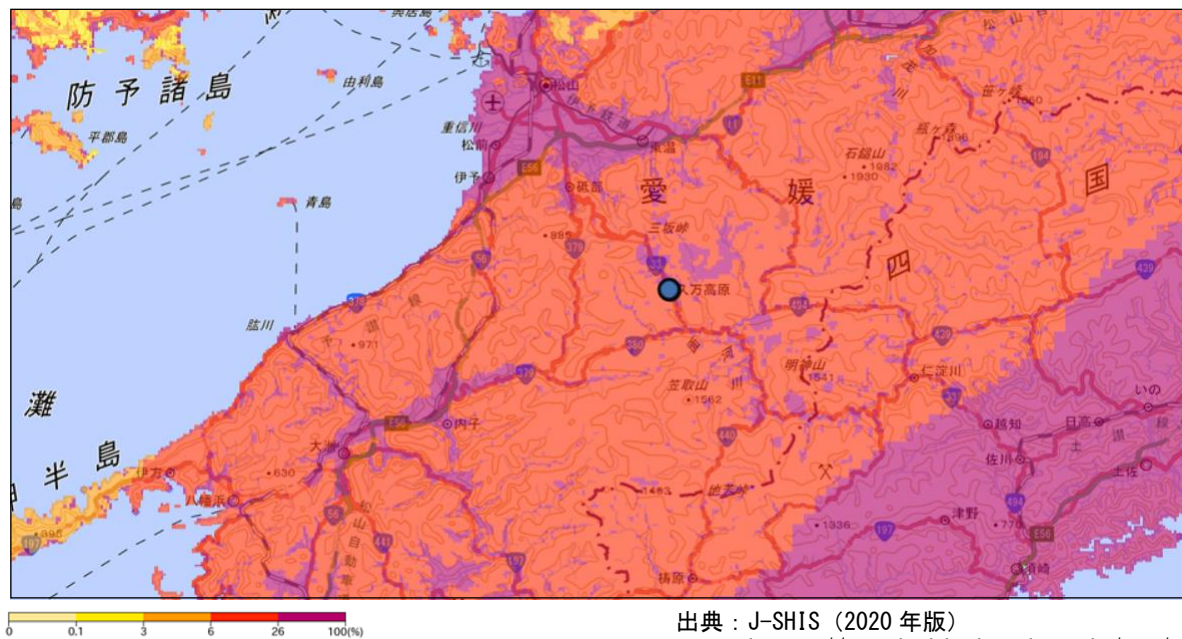
令和7年9月に公表された「愛媛県地震被害想定調査（中間報告）」においては、南海トラフ巨大地震での本町の地震動は、震度6強～震度6弱の揺れが想定されています。



出典：愛媛県地震被害想定調査中間報告（令和7年9月）  
震度分布図（南海トラフ巨大地震）

また、防災科学技術研究所（防災科研、NIED）により運用されている「地震ハザードステーション J-SHIS」により、今後30年に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図が公表されています。

〔久万高原町（30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図）〕



### 3 想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は過去に発生した大災害をはじめ、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とします。

想定するリスク	理由
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、最大で震度6強が想定されています。</li> <li>○今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は60～90%程度以上（令和7年9月現在）となっており、地震発生危険性は年々高まっています。</li> </ul>
風水害 (土砂災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町は台風等の豪雨による浸水、土砂災害による災害の経験があります。</li> <li>○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、県内各地で集中豪雨による被害も激化しています。</li> </ul>

### 第3章 脆弱性評価

#### 第1節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

本計画では、国の基本計画や県の地域強靱化計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、17の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(2)	長期にわたる孤立地域の発生
	(3)	自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
	(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺
	(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5 経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
	(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止
7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
	(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

## 第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画の施策分野については、脆弱性評価を踏まえ、17のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり5項目の個別施策分野と4項目の横断的分野を設定します。

《 個別施策分野 》	《 横断的分野 》
①行政機能、消防等 ②住宅、国土保全、土地利用 ③ライフライン、交通、エネルギー ④産業、環境 ⑤保健、医療、福祉	(A) リスクコミュニケーション、 防災教育 (B) 老朽化対策 (C) 地域づくり (D) デジタル対応

### ■リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	《 個別施策分野 》					《 横断的分野 》			
		①	②	③	④	⑤	A	B	C	D
1 直接死を最大限防ぐ	1 - (1)	○	○		○		○	○		
	1 - (2)		○		○		○			
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2 - (1)		○	○						
	2 - (2)			○		○			○	
	2 - (3)	○								○
	2 - (4)				○					
	2 - (5)					○	○			
3 必要不可欠な行政機能は確保する	2 - (6)		○			○				
	3 - (1)	○								○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4 - (1)	○		○						○
	4 - (2)	○				○	○			○
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5 - (1)				○					
	5 - (2)			○	○					
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6 - (1)			○		○				
7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7 - (1)					○				
	7 - (2)						○		○	
	7 - (3)	○	○	○	○				○	

## 第4章 脆弱性評価及び推進方策

### 第1節 直接死を最大限防ぐ

#### 1-(1)地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

##### ① 住宅・建築物等の耐震化の推進

###### 【脆弱性の評価】

<p>○本町の住宅の耐震化率は約 42%と著しく低い状況が続いており、その中でも特に木造住宅の耐震化が課題となっており、木造住宅耐震診断事業や木造住宅耐震改修事業、同（派遣方式）の更なる推進、事業枠の拡大が必要です。また、家具の固定や窓ガラスの飛散防止など、建物全体の安全対策を進める必要があります。</p> <p>○避難所や防災拠点となる公共施設の耐震化は進んでいるものの、一部施設では進んでおらず、耐震化を進める必要があります。</p> <p>○地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や土砂災害対策、また、造成された宅地の崩壊防止対策を積極的に推進する必要があります。</p>
--

###### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」を活用し、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業の推進、木造住宅耐震診断技術者派遣制度、屋根の耐風改修補助、耐震シェルター設置補助を促進し、住宅・建築物の耐震化を推進します。また、久万高原町防災士会と連携して家具等の転倒防止事業の推進や窓ガラスの飛散防止など、住まいの地震対策についての情報提供を推進します。	建設課
○県リフォーム融資紹介事業及びリフォーム相談・情報提供サービスの周知に努めるとともに、リフォーム融資や税制優遇等の情報提供を積極的に推進します。	建設課
○「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」、「公営住宅等整備事業」や「公営住宅等ストック総合改善事業」等を活用し、学校等避難所や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設、防災拠点となる公共性の高い施設は優先的に耐震診断を実施し、各施設長寿命化計画に基づく対策と併せ、耐震対策を推進します。	建設課
○地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害軽減対策として「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業（国庫補助事業）」の周知・啓発を行い、移転等を促進するとともに、「急傾斜地崩壊対策事業（県事業主体・国庫事業）」及び「愛媛県がけ崩れ防災対策事業（町事業主体・県費補助事業）」の推進を図り土砂災害対策の充実・強化を促進します。	建設課
○引き続き地元産材を使用する木造住宅支援事業の促進により、耐震性が高い住宅の普及を推進します。	林業戦略課

○住宅行政担当課と協力し、リフォーム相談時に各種税制優遇措置についても積極的な情報発信を推進します。	住民課
--	-----

## ② 空き家対策の推進

### 【脆弱性の評価】

○本町の空き家は 2,041 戸（令和 4 年度）と増加傾向にあり、空き家率は 12.1%となっています。老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時に、倒壊して避難路の閉塞や火災延焼の原因となるおそれがあるため、空家等対策計画により空き家の除去等対策を促進する必要があります。
---

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○危険な状態の特定空家は、「空き家再生等推進事業（国庫補助事業）」を活用し、老朽危険空き家除却事業により除去を促進するとともに、空家バンクの取組による利活用を推進します。また、空き家バンクは登録件数と成約件数が徐々に増加傾向にあることから、今後さらに空き家の活用と移住を促進するためリフォーム支援（移住者住宅改修事業）を促進します。	まちづくり戦略課

## ③ 電柱・ブロック塀等に対する対策の推進

### 【脆弱性の評価】

○大規模地震時に倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する必要があり、計画的に進めていくことが求められています。
--

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模地震時に倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化への取組計画を具体化し、「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」を活用し、耐震改修の実施件数の増加によりブロック塀等の耐震化を促進し、安全対策を進めます。	建設課

## ④ 住宅密集地での延焼防止対策の推進

### 【脆弱性の評価】

○中心市街地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、「防災・減災まちづくりのための地区計画策定ガイドライン」等を参考として、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくい土地利用を進める必要があります。
--

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定と検討を進めるとともに、木造住宅が密集している区域において街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図ります。	建設課 総務課
○町内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化を含む施設管理や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進や既存防火水槽の改修、消防団員の確保等の対策を着実に進めます。	消防本部
○地震によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の周知と設置を促進します。	総務課

⑤ 南海トラフ地震臨時情報への対応強化

【脆弱性の評価】

○南海トラフ地震臨時情報への対応について、職員参集マニュアルは変更済みですが、令和6年8月以降の最新の情報への対応や住民に対する周知方法の検討、及び避難所開設等の取組が必要となっています。
--

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に伴う対応方針を策定周知し、事前防災を促すとともに、地域防災計画において令和6年8月以降の最新の情報への更新と、それに基づく住民への周知方法の検討、及び避難所開設等の取組を推進します。	総務課

● 「1 - (1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生」関連KPI

KPI	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)
住宅の耐震化率	41.5%		45.0%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	91.6%		91.6%
庁舎等町有施設の耐震化率	80.0%		80.0%
幼稚園の耐震化率	100%		—
学校施設の耐震化率	100%		—
病院・社会福祉施設等の耐震化率	77.8%		100.0%
避難所（学校施設を除く）の耐震化率	77.3%		77.3%
木造住宅耐震診断件数	派遣制度	10戸/年	10戸/年
	補助制度	5戸/年	2戸/年
木造住宅耐震改修件数	設計	2戸/年	3戸/年
	工事・監理	2戸/年	3戸/年
段階的耐震改修	設計	1戸/年	0戸/年
	工事	1戸/年	0戸/年
民間木造耐震シェルター設置件数	1戸/年		1戸/年
特定空き家除去件数	10戸/年		10戸/年
ブロック塀等の除去件数	1戸/年		1戸/年
南海トラフ地震臨時情報の対応方針の策定	策定済		策定済

## 1-(2)風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生

### ① 河川堤防等治水施設の整備、管理

#### 【脆弱性の評価】

<p>○本町の一級河川は、仁淀川水系の46河川で、この他に準用河川が43河川あります。流路が狭く急流であるため、豪雨の際には流量が短時間に急増し、護岸の決壊、溪岸浸食、支流部の背水による内水被害など被害が発生しています。</p> <p>○仁淀川水系では、一定計画に基づく河川改修事業は実施していませんが、被害が発生した場合は早期復旧に努めています。今後とも水害に備え、河川堤防や水門・樋門等の治水施設の整備を推進する必要があります。</p> <p>○出水期や定期的に水門や樋門、護岸等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を行っていますが、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を進める必要があります。</p>
--

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○国や県等と連携して、大規模水害に備え、被害が想定される河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を着実に推進します。	建設課
○水門や樋門、ダム等の河川構造物について、愛媛県河川堤防等点検マニュアルに基づき定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、面河川圏域総合流域防災事業として長寿命化計画策定し対策を計画的に進めます。	建設課
○施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や社会状況の変化に対応しつつ「減災」を基本として、自然環境に配慮した多様な整備手法の導入等に取り組みます。	建設課

### ② ハザードマップの作成、情報提供等の実施

#### 【脆弱性の評価】

<p>○令和8年度以降、久万川洪水浸水想定区域内に居住されている住民に対して、事前避難等の訓練ができていないことから、訓練計画を作成し年1回の避難訓練を実施する必要があります。</p> <p>○土砂災害警戒区域を記載した総合防災マップを令和7年度に全戸へ配布しました。また、公民館等への危険箇所を明記した屋外看板も整備・更新する必要があります。</p> <p>○土砂災害警戒情報の緊急速報メールによる配信及び土砂災害危険度情報の愛媛県防災メールによる配信を、適切な避難行動につなげるための学習、訓練等を行い、地域防災力を向上させる必要があります。</p> <p>○町では、災害情報などを防災行政無線、メール及びLINEで配信していますが、登録の促進を図るとともに、近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、迅速かつ的確に防災情報を提供する必要があります。</p>
--

○ダムについては国、関係機関による出水期に事前放流を行い、下流域の被害の軽減を目指す体制づくりが図られており、町と情報共有を行い、被害の軽減を図っています。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○久万川洪水浸水想定区域の指定に伴う洪水ハザードマップの更新、土砂災害警戒区域を反映した防災マップの更新、ため池ハザードマップを更新し、周知を行います。また、公民館等への災害危険箇所を明記した屋外看板を更新します。	総務課
○土砂災害警戒情報発表の際の周知方法（緊急速報メール、町防災行政無線、メール、LINE）を説明し、適切な避難行動につなげる多様な情報伝達手段を整備します。	総務課
○近年の災害特性や避難状況や、「避難情報等に関するガイドライン（令和3年5月改定）」を踏まえ、避難のタイミング等の検討、安全な避難体制の確立を進めます。	総務課
○浸水害や土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設の避難確保計画の更新を促すとともに避難行動要支援者名簿及び個別計画（避難計画）を更新します。	総務課
○建築物等の新築、建替え等に際し、土砂災害危険区域及び洪水浸水想定区域等について、ハザードマップ等を確認し被害の未然防止を促進します。また、都市計画区域では洪水による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を行います。	総務課 建設課
○立地適正化計画において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定しており、災害の危険性の低い地域への住宅の誘導を行います。	建設課

③ 土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進

【脆弱性の評価】

○台風などにより、土石流やがけ崩れ、地すべりによる被害が発生しており、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、通常砂防事業、砂防えん堤の整備等を実施していますが、引き続き土石流対策、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策を進める必要があります。
○砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行っていますが、施設の老朽化対策を計画的に推進する必要があります。
○町内の小中学校では、愛媛県砂防ボランティア協会主催の「砂防学習会」や愛媛県中予地方局の「砂防現場見学会」に参加していますが、住民全体の土砂災害に関する教育や意識啓発を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれが	建設課

ある箇所の区域指定を適宜行います。	
○定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策に向け、施設修繕を計画的に推進します。	建設課
○想定規模以上の土砂災害（深層崩壊、土砂ダム等）の発生については、国、県や関係機関と連携し、対策等について検討します。	建設課
○砂防学習会等の開催や「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進め、土砂災害等に関する教育や意識啓発を図ります。	総務課

#### ④ 農地や農林業保全施設等の整備

##### 【脆弱性の評価】

<p>○耕作放棄地が増大し、棚田の崩壊や荒廃による治水・砂防機能の低下など多くの問題がある中で、関係戸数が1戸、受益面性が1ha未満の農地については、事業制度が無い状態にあり、これらの農地についても今後は事業が行えるよう、新たな事業を創設する必要があります。</p> <p>○農地地すべり防止区域内や林野地すべり防止区域内における、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するための対策工事は完了しています。</p> <p>○森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域や長年手入れのされていない森林から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進める必要があります。</p> <p>○基盤整備事業を実施するにあたっては、環境調査を行い希少種の保護を図りながら地域の意見を聞き取り、実施可能かの判断を協議したうえで事業計画を作成している状況です。</p> <p>○地域住民や農業者が、地域の将来像を描いたうえでの基盤整備の構想を事業計画に反映できるよう進める必要があります。</p>
--

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○農業用施設の整備には高額な事業費を必要とし、これにより地元負担額も高額となるため、限定された地区での実施となっており、優良農地保全のため、ほ場整備完了地区を重点的に整備します。	農業戦略課
○完了後の地すべり防止施設が経年劣化等により施設の破損・漏水が発生している状況であり、地すべり防止施設の長寿命化対策を進めます。	農業戦略課
○関係戸数が1戸、受益面性が1ha未満の農地については、事業制度が無い状態にあります。これらの農地についても今後は事業が行えるよう、新たな事業創設を検討します。	農業戦略課
○森林の適正な管理・保全を図るため、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林経営管理制度に基づく森林整備など山地災害防止対策を着実に進めます。	林業戦略課
○久万高原町林業振興基本計画及び久万高原町森林整備計画などにより、鳥獣害対策を徹底した上で、自然と共生した多様な森林づくりや森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や森林環境教育を推進します。	林業戦略課

⑤ ため池等の防災対策の推進

【脆弱性の評価】

○河川管理施設等の耐震化など防災対策を進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要があります。
○大規模地震等による深層崩壊等が発生し、天然ダム等が形成される危険があり、二次災害の発生を防止する避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備します。	建設課
○大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備します。	総務課

● 「1 - (2) 風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生」 関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ作成	作成済	作成済
土砂災害警戒区域等を示した防災マップの作成	作成済	作成済
土砂災害警戒区域等を示した周知看板の設置	84 基	120 基
防災情報伝達システムを活用した多様な伝達手段の確立	確立済	確立済
防災研修・防災学習の開催	毎年開催	毎年開催
土砂災害防止施設の整備	人家裏 がけ崩れ 防災対策工事 2 戸/年	人家裏 がけ崩れ 防災対策工事 2 戸/年
土砂災害パトロールの実施	年 1 回	年 1 回
タイムライン（防災行動計画）の策定	作成済	作成済
耐震性貯水槽の整備基数	61 基	63 基
ため池ハザードマップの作成（防災重点ため池）	6 池	6 池

## 第2節 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-(1)食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ① 応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進

##### 【脆弱性の評価】

○本町の水道供給施設は、給水人口 6,311 人、普及率 92.9%となっています（令和6年度末現在）。久万高原町上下水道施設耐震化計画に基づき、指定避難所等重要施設に給水を行う水道施設や管路の耐震化率の向上が必要です。
○応急給水や応急復旧にかかる資機材の備蓄の推進、受援計画の策定が必要です。
○本町では災害時備蓄計画に基づき、食料品や飲料水の備蓄を行っています。不足が予想される約 6 千食は、家庭・自主防災組織での食料備蓄（10%）、災害時の応援協定締結事業者からの提供（流通備蓄 10%）、道の駅「天空の郷さんさん」に併設している防災センターや各支所を拠点とした町による備蓄（行政備蓄 80%）としており、引き続き、家庭や自主防災組織の備蓄率の向上、事業者との協定締結を進める必要があります。
○大規模停電時に備えた防災拠点施設の自家発電装置の整備やガソリン・LP ガスなど燃料供給体制の整備、及びポータブル蓄電池の配備を図る必要があります。そのため、町内のガソリンスタンドや LP ガス会社との協定締結を進める必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○久万高原町上下水道施設耐震化計画に基づき、指定避難所等重要施設に給水を行う水道施設や管路の耐震化を進め、大規模災害においても、重要施設に優先的に給水を継続できる水道システムの構築を目指します。	建設課
○応急給水や応急復旧にかかる資機材の備蓄を進めるとともに、具体性のある受援計画の策定を行います。	建設課
○災害時備蓄計画に基づき、各家庭・各自主防災組織での食料備蓄（7日間程度（うち3日分は非常持出用）、事業者との応援協定締結による流通備蓄、町による行政備蓄を促進します。	総務課
○大規模停電時に備え庁舎の自家発電装置の点検・整備、その他の防災拠点施設の発電機の設置やガソリン・LP ガスなど燃料確保のため、燃料供給業者との協定締結など燃料供給体制の整備を図ります。	総務課

## ② 救援物資受入体制の整備

### 【脆弱性の評価】

○町内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県等の緊急援護物資の供給が得られるよう、県災害情報システムや B-PLo を活用し、供給要請方法を把握しておくとともに、近隣市町への応援要請方法も把握しておく必要があります。
○災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換等を行うなど、連携体制の維持・強化を図る必要があります。
○支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資輸送について、物流業者との協定締結後、訓練等を行っていないため物流運営体制の確認のため訓練を実施する必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○町外から支援物資を受け入れる防災拠点（物資拠点）の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた久万高原町受援計画を見直し、物資の受入手順や体制等を確認するため、年1回の訓練を実施します。	総務課
○災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、各種訓練の実施や、既存の防災拠点（物資拠点）を補完する候補施設を選定し、受入体制の拡充を図ります。	総務課
○道の駅「天空の郷さんさん」は緊急物資備蓄の拠点、広域応援の受け入れや、指定緊急避難場所、車両緊急避難場所、その他の活動拠点として自家発電設備なども整備されており、有効な活用を図ります。	総務課

## ③ 緊急輸送道路などの災害対応力の強化

### 【脆弱性の評価】

○物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするための緊急輸送道路などの基幹道路等については、国道 33 号橋防災、国道 494 号面河拡幅、仕七川拡幅、一般県道美川松山線菅生（現道拡幅（法面等防災））等の整備を進めてきましたが、補完する町道整備等も含め引き続き防災対策を推進する必要があります。
--

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○高知松山自動車道「美川道路」の調査区間・整備区間指定について、関係機関に働きかけます。	建設課
○国道 33 号の防災対策や、国道 494 号の未改良区間の整備による強靱化を促進します。	建設課
○主要地方道野村柳谷線、小田柳谷線をはじめ、一般県道猪伏西谷線など	建設課

各県道の整備を促進し法面等防災対策や孤立解消を図ります。	
○町道については、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業等を活用し維持管理に努めるとともに、狭隘道路の拡幅や線形改良、交差点の改良、舗装などの整備を促進します。	建設課

#### ④ 建物倒壊等による交通麻痺対策の推進

##### 【脆弱性の評価】

○緊急輸送道路等の閉塞を防止するため、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、指導等を行う必要があります。
○発災後、緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図る必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行います。	建設課
○災害時には、自動車の民間プローブ（走行軌跡情報）データ等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努めます。	建設課
○発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等のさらなる適切な運用に努めます。	総務課

#### ● 「2 - (1) 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止」関連K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
水道施設の耐震化率	23.0% (重要配水管に限る)	27.0% (重要配水管に限る)
飲料水・食料（町民3日分）の備蓄率	83.0%	100.0%
燃料供給業者との協定締結数	0.0%	町内全域
災害時応援協定締結数	24件	30件
物流業者との協定締結数	4件（町内：1件）	町内：100.0%
受援計画の策定	未策定	令和8年度策定
橋梁長寿命化計画の策定	策定済	令和11年度 までに更新
トンネル（町道）長寿命化計画の策定	策定済	令和8年度 までに更新
緊急通行車両事前届出数	0台	5台

## 2-(2)長期にわたる孤立地域の発生

### ① 孤立集落対策の実施

#### 【脆弱性の評価】

○町内には、257 集落があり、大規模地震の発生、暴風雨、土砂災害、大雪などで幹線道路や集落への道路が閉塞し孤立する集落が発生する可能性があります。
○農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路の早期啓開体制を整備する必要があります。
○大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話やスターリンクなど外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進める必要があります。
○地域の住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどの周知を図るとともに、孤立状況が長期化した場合、集団避難指示の実施について、県等関係機関と検討する必要があります。
○ヘリポートやホイスが可能な場所の確保、ヘリサイン等 30か所の整備の完了を踏まえ、空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行う消防防災ヘリコプターの活用、散水の必要がないアスファルト舗装のヘリコプター離着陸場の整備を促進する必要があります。
○空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行う消防防災ヘリコプターの活用、ヘリコプター離着陸場を活用した訓練を実施し、災害時に活用できる体制整備を促進します。
○緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を継続して実施する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から指定避難所への避難路等について、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業等を活用し整備を進めます。	建設課
○孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、「愛媛県道路啓開計画」を踏まえつつ、道路の早期啓開体制を整備します。また、町内の建設資機材の状況等を把握し、有事の際の円滑な実施に向けた体制の検討を行います。	建設課
○集落から指定避難所への避難路となっている農道について、農業農村整備事業等を活用し整備を進めます。	農業戦略課
○代替ルートとなり得る路線の選定を行い、生活道路としての路線を重点的に整備を進めます。	林業戦略課
○空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行う消防防災ヘリコプターの活用、散水の必要がないアスファルト舗装のヘリコプター離着陸場の	消防本部

整備を促進します。	
○大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話やスターリンクなど通信手段、地理空間情報の整備をはじめ、孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進めます。	総務課
○必要量の食料、飲料水の備蓄、井戸水や山水の活用、携帯ラジオ等の備えなどの周知を図るとともに、井戸の調査を行い、災害時に活用できる体制を構築します。また、孤立状況が長期化した場合の集団避難の実施について、県等関係機関と検討します。	総務課
○緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、関係機関や住民が参加する訓練を継続して実施します。	総務課
○大雪に伴う孤立地区の発生、なだれの危険箇所等の把握に努めるとともに、除雪用機械の配置、資機材の備蓄など除雪活動における所要の体制の更なる確立を図ります。	総務課

●「2 - (2) 長期にわたる孤立地域の発生」関連KPI

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
避難路整備率(町道)	49.4%	60.0%
衛星携帯電話整備台数	13台	13台
防災ヘリ等離着陸場所数	30箇所	30箇所
除雪活動における所要の体制の確立	整備済み	整備済み

## 2-(3) 自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

### ① 消防署等の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実

#### 【脆弱性の評価】

<p>○消防など災害対応機関の大規模災害を想定した装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した実践に即した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要があります。</p> <p>○隣接する消防本部や広域消防相互応援協定等を踏まえた広域協力体制の一層の促進、愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団合同訓練を実施することが必要ですが、管轄外に多くの車両や人員を派遣することは困難であり、実施方法を含めて検討する必要があります。</p> <p>○消防本部・署新庁舎は平成 28 年 6 月に運用を開始していますが、年数の経過に伴い適正な維持管理に努めるとともに、大規模災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実強化を図る必要があります。</p> <p>○消防団については、旧町村単位で 4 方面隊 10 分団が設置され団員は条例定数 600 名、実員 546 名（令和 7 年 4 月 1 日現在）の編成です。地域によっては、団員確保が困難な状況が続いていることから、加入の働き掛けの強化、装備資機材の充実を図る必要があります。また、定数の更なる見直しや出動範囲の検討を図る必要もあります。</p> <p>また、幼年・少年消防クラブ員や女性防火クラブにおいても、少子高齢化の影響はありますが、育成を図る必要があります。</p> <p>○大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、自主防災組織（組織率 100%）の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成・スキルアップなど、地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要があります。</p>
---

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○消防など災害対応機関の装備資機材の充実及び適正な維持管理に努めます。また、救出・救助の中心となる自衛隊・警察・消防等の関係機関について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種合同訓練により災害対応能力を向上させます。	消防本部
○広域消防相互応援協定等を踏まえた広域協力体制の一層の促進、愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団合同訓練を実施します。	消防本部
○大規模な災害に対応できるよう消防車両・資機材等を計画的に更新し、災害対応力の充実を図ります。	消防本部
○消防団への加入の働き掛けの強化、災害に向けた装備資機材等の充実を図るとともに、幼年・少年消防クラブ員や女性防火クラブの育成を図ります。	消防本部
○大規模災害時における緊急通報受信を適切に処理するために、中予圏域消防で消防指令の共同運用を含めた研究・検討を進めます。併せて消	消防本部

防・救急デジタル無線、緊急電話受信システムの更新・整備計画を進めます。	
○自主防災組織の活性化に努めるとともに、防災士の一層の養成やスキルアップなど地域防災リーダーの育成に積極的に取り組みます。	総務課
○町及び消防等と住民、消防団、自主防災組織等との連絡手段を多重化し、非常時の情報通信を確保します。	総務課

## ② 災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備

### 【脆弱性の評価】

○自衛隊及び広域緊急援助隊等の活動拠点や水、電力、燃料、トイレ等、受援に必要な物資や施設として道の駅「天空の郷さんさん」内に久万高原町防災センターを整備しています。また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における消防庁の「進出拠点」として、久万運動公園を候補地として進める必要があります。
○全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（進出・活動拠点）」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や県、関係機関等と連携した訓練等の実施するほか、上記要領と連携した受援計画を策定する必要があります。また、防災訓練、各種行事等あらゆる機会を捉えた、平時から良好な関係を構築する必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等を踏まえ、「広域防災拠点（進出・活動拠点）」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」と連携した受援計画を策定します。	総務課
○各種行事等あらゆる機会を捉えて訓練を実施し、平時から良好な関係を構築します。	総務課

● 「2 - (3) 自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足」 関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合	充足率 91.0%	充足率 95.0%
消防団協力事業所数	1	3
消防団員への消火資機材（小型ポンプ等）の配備率	100.0%	100.0%
防災行政無線（移動系）の整備	町内全域整備（R4）	町内全域整備
町内の幼年・少年消防クラブ員の組織率	幼年消防 80.3% 少年消防 91.0%	100.0%
町内の女性防火クラブの組織率	5クラブ 2地区／2地区	4地区／4地区
防災士登録者数	532名	700名
久万高原町防災士会加入者数	72名	200名
消防通信指令の広域化	単独運用	共同運用 検討
消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	消防ポンプ自動車 100.0% 救急自動車 100.0% 救助工作車 100.0%	消防ポンプ自動車 100.0% 救急自動車 100.0% 救助工作車 100.0%
消防車両整備計画に基づく整備率	100.0%	100.0%
町総合防災訓練	年1回	年1回

## 2-(4)大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

### ① 帰宅困難者等への対策の推進

#### 【脆弱性の評価】

○事業所等においては、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄を促す必要があります。
○滞在場所となる公共施設、民間施設における受入スペース、備蓄倉庫など帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所、資機材の継続的な確保をしていきます。
○帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や食料・水・トイレ等の支援を行うため、道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と締結した県及び町の応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備します。
○帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○事業所等に対し、従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄を促します。	まちづくり戦略課
○滞在場所となる公共施設、民間施設における受入スペース、備蓄倉庫など帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所、資機材の継続的な確保を進めます。	総務課
○道の駅をはじめ、県・町の応援協定に基づき、協定店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備します。	総務課
○帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路等の早期復旧のための計画や体制を整備します。	建設課

### ② 観光客の帰宅困難対策の推進

#### 【脆弱性の評価】

○本町には、石鎚山、面河溪、四国カルスト、お遍路札所、美術館、博物館など数多くの観光地や施設があり、災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、観光協会、各施設、宿泊施設等と連携し、各施設がどの程度の対応ができるか聞き取りの上、情報の集約が必要であるとともに、適切な対応が取れるよう対策を進める必要があります。
--

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進めます。	まちづくり 戦略課 総務課

● 「2 - (4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱」 関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町内事業所における飲料水・食料（住民3日分）の備蓄率	—	80.0%
災害時帰宅支援ステーション数	0箇所	体制整備
帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数	0箇所	10箇所

## 2-(5)医療・保健・福祉機能の麻痺

### ① 医療機関の稼働対策や重症者の広域搬送

#### 【脆弱性の評価】

<p>○久万高原町立病院は、急性期から回復期、二次救急医療からリハビリテーション、在宅医療まで幅広く行っています。このため、拠点病院である町立病院が機能するための施設設備の強化が急務であるとともに、各診療所を含め町立病院、町内医療機関の災害時のエネルギー供給や医薬品・医療資機材の供給・調達など稼働対策を強化していく必要があります。</p> <p>○松山圏域災害医療対策会議等に参加し、災害拠点病院等への重症患者の広域搬送等を円滑に行う搬送手段の運用の検討、「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図り、災害派遣医療チーム DMAT 等の受入体制を整備する必要があります。</p> <p>○災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等との情報連携が必要です。</p>
---

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害に備え、町立病院における医療機能の維持のため、災害医療活動に必要な資機材の整備・備蓄、自家発電稼働時間の対策等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。	町立病院
○「愛媛県医療救護活動要領」に基づき、迅速かつ確な医療救護活動等の展開や災害派遣医療チーム DMAT・災害派遣精神医療チーム DPAT の受入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）、HIME ネット（地域医療情報ネットワークシステム）等の運用体制を強化し、情報連携に努めます。	町立病院
○松山圏域災害医療対策会議等に参加し、検討を行うほか、地震発生時等に EMIS（広域災害救急医療情報システム）を実際に活用した情報共有を進めます。	町立病院
○大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、近隣の消防本部との連携・協力及びドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進め、合同訓練等を実施し連携強化に努めます。	町立病院
○医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築します。	町立病院
○要配慮者の生活に必要な専門品（ストーマ等）が災害時に提供・調達が困難になることから、ストーマの支給申請時だけでなく、平常時より災害に備えた備蓄を行う重要性を住民に広報等により周知・啓発します。	保健福祉課
○災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、平常時より、協力医療機関（上浮穴郡医師会ほか）や移送時の業務を委託する事業所等の関係機関との連携強化に努めます。	保健福祉課

## ② 保健衛生活動や福祉支援体制の強化

### 【脆弱性の評価】

<p>○本町は面積が広く、保健衛生活動範囲が広いいため、情報共有システム（ICT）を運用し平時から情報共有や情報整理を行っているとともに、災害時には円滑に活用ができるように取組を進めています。</p> <p>○災害発生時における迅速な地域診断を行えるよう業務分担の計画を整備する必要があります。</p> <p>○管内全ての福祉施設及び事業所に対して、サービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化について周知が必要です。</p> <p>○地域包括支援センター、町立病院の社会福祉士が愛媛県災害時要配慮者支援チーム員及び圏域のコーディネーターとして、平時からJRAT（一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会）等関係機関との連携を図り、災害時の福祉支援体制の構築を図っているほか、実際に災害支援にも従事し、スキルアップや関係機関との連携を進めており、今後は明確に町の事業並びに業務として多機関や多職種等と共同し協議検討し、運用できる実行力のある体制を構築していく必要があります。</p>
--

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○関係部署や関係機関等との連携や必要な援助の要請の体制を構築していくうえで、必要な体制に関する協議を実施します。	保健福祉課 町立病院
○愛媛県災害時要配慮者支援チーム員への登録並びに災害時福祉人材マッチング制度についての求人を行うとともに、今後はチーム員登録者の確保やマッチング制度登録を促していくことに加え、圏域のコーディネーターの育成やスキルアップ、また平時からの連携を強化していきます。	保健福祉課 町立病院
○災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」に基づき、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化に努めるとともに必要な資機材整備を進めます。	保健福祉課
○大規模災害に備え、介護保険施設、児童福祉施設等における利用者・入所者等の緊急保護をはじめ、サービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。	保健福祉課
○介護保険サービス、日常生活サービス、障がい者サービス、保育サービスなどの早期のサービス再開に向け事業継続体制の整備を支援します。	保健福祉課
○大規模災害時における電力供給途絶に備え、これまで整備してきた自家発電設備や燃料タンクについて、適切な維持管理および計画的な更新を進めるとともに、災害の長期化を見据えた燃料確保体制の強化を図ります。	保健福祉課
○自家発電設備への燃料供給について、優先配給契約などを図ります。また、可搬型発電設備の整備検討を行います。	町立病院

● 「2 - (5) 医療・保健・福祉機能の麻痺」 関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
医療施設の耐震化率	75%	75%
災害医療活動に必要な資機材等の備蓄	-	資機材等備蓄
ドクターヘリ離着陸場所数	30箇所	30箇所

## 2-(6)被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生

### ① 避難所の運営体制の充実

#### 【脆弱性の評価】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要があります。
- すべての指定避難所において避難所ごとの運営マニュアルを作成する必要があります。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設管理者や関係団体と連携した設置運営訓練の実施により、福祉避難所の充実等を図る必要があります。
- 指定できていない介護保険事業所に対しては、受入体制を整える必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者や自主防災組織と協力し、指定避難所において避難所ごとに地域の実情に合った運営マニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図ります。	総務課
○要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう追加指定を検討するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の充実を図ります。	保健福祉課

### ② 感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、災害時には、県と協力し衛生管理及び体調管理の徹底等の実施や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要があります。
- 町立病院における感染制御の動線の確保はできていますが、県、保健センターとの協働・連携については今後、具体的に強化及び体制構築を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○「県災害時保健衛生活動マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」等を活用し、必要な医療体制の確保と、避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築します。	保健福祉課 町立病院
○災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、拠点病院である町立病院とかかりつけ医であるクリニックとの感染防止対策における機能分化を進めます。	町立病院
○疫学の観点から愛媛大学との連携を強化し、町立病院と保健センターが協働で予防医療に対する意識啓発活動を推進するとともに、本町に適した健康管理体制の構築を図ります。	町立病院
○避難所での感染リスクを避けるため、避難者間の距離の確保や感染の疑いがある避難者を隔離する等、各種感染症の予防に適した対策を講じます。また、ノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進します。平時から感染症について普及啓発に努めます。	保健福祉課

③ 広域火葬体制の構築

【脆弱性の評価】

○町内火葬場施設は町営施設が1箇所（火葬炉2基）のみであるため、火葬を行える数には限りがあり、大規模災害発生時に多くの遺体の火葬を行える体制を整備する必要があります。
---

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県と連携した広域火葬体制の構築や近隣市町との支援体制の強化を進めます。	住民課

④ 原子力防災対策の充実強化

【脆弱性の評価】

○本町は伊方発電所の30km圏外にあり、原子力対策重点区域の西予市等からの避難者の受入地域（愛媛県広域避難計画）となっており、原子力災害発生時の受入計画を策定し、受入体制を整える必要があります。
---

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、県の地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を踏まえた受援計画の改定を行うほか、国・県の訓練や計画の改定を反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の充実強化を図ります。	総務課

● 「2 - (6) 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生」関連K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
避難所単位の『避難所運営マニュアル』の策定	6箇所	46箇所
福祉避難所数	9箇所	10箇所
避難所運営訓練回数	1回	15回

### 第3節 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

##### ① 事業継続計画(BCP)の推進

###### 【脆弱性の評価】

- 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画を策定（平成30年3月）していますが、大規模災害の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要があります。
- 町立病院等重要機関に対して、事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期稼働を促進する必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○町業務継続計画の実効性を高めるため、大規模災害の知見を、防災体制の強化、組織改定、関係事業者との連携強化などを踏まえ改定を行います。また愛媛県 ICT 分野の業務継続計画を踏まえ DX や ICT を活用した BCP の導入を検討します。	総務課
○県等と協力し町立病院や福祉施設等の事業継続計画（BCP）策定を促進します。	総務課

##### ② 災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化

###### 【脆弱性の評価】

- 県地域防災計画の改定に合わせ、町地域防災計画を改定するとともに、避難情報の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成、改定し、防災体制の整備に努めていますが、全国各地で発生している災害が激甚化しており、更に体制強化を図る必要があります。
- 庁舎等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して代替施設（消防本部庁舎等）を設定していますが、代替え施設の決定のみで実際に機能できない状況であることから、ネット環境の整備や電話回線の増築を行う必要があります。
- 庁舎等における通信基盤や非常用電源、自家発電設備や燃料等ライフラインの確保対策、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備を継続します。
- 町基幹システムのクラウド化は令和8年1月13日から、国のガバメントクラウドで運用開始していますが、大規模災害時に、国や県、県内各市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県災害情報システム及び県防災通信システム等の活用や充実を図るとともに、町基幹システムのクラウド化や AI 等新技術の導入等を継続して進める必要があります。
- 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行うとともに、大規

模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化を継続実施する必要があります。

○職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備するとともに、各種協定、受援体制の整備と更新を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○県地域防災計画の改定に合わせ、町地域防災計画を改定するとともに、避難情報の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成、改定し、防災体制を強化します。	総務課
○大規模災害時に、国や県、他市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、愛媛県災害情報システムの更新、町内クラウド化やA I等新技術の導入等を継続し進めます。	総務課
○職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に取り組みます。	総務課
○職員（消防等も含む）が不足する場合を想定し、各種協定の見直し及び訓練の継続と、県、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の改正を進めます。	総務課
○「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」を活用し、大規模災害時に災害対策の拠点となる庁舎の耐震化を推進し、併せて浸水対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を進めます。 ○必要な資機材の整備、職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の充実に取り組みます。	建設課

③ 通信・情報システムの充実

【脆弱性の評価】

○災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール等伝達手段の多様化、普及を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、各担当課と協議を行い全町民が情報を共有できるよう体制構築を検討していく必要があります。

○本町は高齢者が多い町であり、携帯アプリやインターネットが使えない方に対し、防災行政無線の戸別受信機以外の情報伝達体制を構築する必要があるとともに、県、報道機関等と連携し、確実に町民まで情報を伝達できる体制を構築する必要があります。

○災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、衛星携帯電話等による情報伝達体制の確保、「久万高原町無人航空機の運用に関する要綱」に基づく災

害時のドローンの活用等を具体的に検討する必要があります。

○防災拠点となる町内各地の避難所や庁舎等において、災害時に必要な情報入手のための公衆無線 LAN 整備が重要ですが、役場支所及び周辺施設への設置（5カ所）に限られているため、周辺地域への Wi-Fi スポットの整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○通常時における防災行政無線での伝達事項については、すべて LINE 配信していますが、大規模災害等が発生した場合の情報伝達手段の検討を行います。	総務課
○防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート、Lアラート、緊急速報メール、ホームページ、LINE 等伝達手段の多様化を図ります。また、町内全域を網羅する LPWA ネットワーク（省電力（Low Power）と長距離通信（Wide Area-network）を兼ね備えた通信技術）を活かし、水位情報や地すべり監視、救助要請等の防災情報収集に向けた取組を進めるとともに、災害発生時の職員派遣時に携帯させるなど、災害対応時にも活用を図ります。	総務課
○公衆無線 LAN の整備については、町の整備方針に併せて、無線 LAN を整備する民間事業者との連携が必要となるため、引き続き民間事業者との協議を行い、整備推進を図ります。	総務課
○災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、「愛媛県 ICT 分野の業務継続計画」に基づき、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備し、維持管理に努めます。	総務課
○大規模災害時に、国や市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県防災通信システムや災害情報システムを運用することにより、情報収集・共有の強化を図ります。	総務課
○災害時情報共有システム、防災行政無線、インターネット、衛星携帯電話、スターリンク等による災害情報の早期取得、現地状況を把握するドローンの運用拡充、操縦者の育成に取り組みます。	総務課
○愛媛森林管理署と災害対応措置に関する協定を締結しており、今後も災害報告、被災地域における緊急連絡支援や復旧に向けた調査や計画づくりで連携を促進します。	林業戦略課

●「3－(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下」関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
BCPの策定・見直し	改訂なし	定期的に見直し
町地域防災計画の見直し	R4年改訂	定期的に見直し
庁舎の非常用ライフラインの確保	現状把握	まちづくり戦略課方針決定による
職員用食料備蓄率(2日分)	100.0%	100.0%
災害対策本部運営訓練の実施	年1回	年1回
職員向け研修の実施	年1回	年1回
緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	全国及び中国・四国ブロック合同訓練は輪番制により参加 県・市町合同訓練 年2回	全国及び中国・四国ブロック合同訓練は輪番制により参加 県・市町合同訓練 年2回
愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	年1回	年1回
Wi-Fi スポット数	公共施設 18 災害開放型 13 (愛媛県設置)	公共施設 32
LPWA 回線を活用した監視システムの構築	準用河川水位センサー 2カ所	ため池水位センサー 地滑りセンサー 独居高齢者見守り設備

## 第4節 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-(1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ① 防災拠点施設等における停電対策の推進

##### 【脆弱性の評価】

○電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源（蓄電池、発電機等）を整備するとともに、ガソリンスタンドとの協定締結により、燃料を確保する必要があります。
○災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、回線の多重化に向け継続的に整備を進める必要があります。また、町はもとより、関係機関へも耐震化への協力、多方面の情報伝達手段の確保を促進する必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○電源確保として、蓄電池、発電機を活用するとともに、ガソリンスタンドとの協定を締結します。	総務課
○回線の多重化に向け継続し整備を行うとともに、関係機関へも耐震化への協力を促進し、多方面の情報伝達手段の確保を促進します。	総務課

#### ② 通信事業者との連携強化

##### 【脆弱性の評価】

○大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要があります。
○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要があり、関係機関等への施設耐震化への調査を行う必要があります。

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努めます。	総務課
○関係機関等への施設耐震化への調査を行い、住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者による、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を促進します。	総務課

● 「4 - (1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止」関連KPI

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
庁舎の非常用電源の確保	現状把握	定期的に更新
テレビ・ラジオ受信状況調査の実施	現状把握	携帯電話・インターネット等の新たな受信ツールの普及

#### 4-(2) 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

##### ① 災害関連情報の伝達手段の多様化

###### 【脆弱性の評価】

○町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）や町公式 LINE 等をはじめ、気象庁の緊急地震速報や特別警報、県の土砂災害警戒情報、町の災害・避難情報など回線混雑による影響を受けにくい緊急速報メールによるプッシュ型配信がありますが、受信方法などについて全ての住民に周知する必要があります。また、広報車、自主防災組織等を通じた戸別訪問などを行っていますが、情報伝達手段の多様化、確実性を高める必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）や町公式 LINE、緊急速報メール等を利用した自主防災組織等の災害情報伝達訓練、防災学習会等での情報ツール利用の普及などを行います。	総務課
○「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化（ピクトグラムの整備等）、翻訳、障がいのある人に便利なアプリや機器の導入など、災害時要配慮者対応した災害情報の提供を進めます。	総務課

##### ② 防災・減災意識の向上等

###### 【脆弱性の評価】

○一人ひとりが自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害に対応する気運を醸成する必要があります。

○大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが、生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるよう、継続して防災・減災意識の高揚に努める必要があります。

○大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、継続して、防災意識の向上及び、訓練や研修を通じ一人ひとりの意識改革を行っていく必要があります。

###### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練（地震発生時に身を守るための「姿勢を低くする」「頭を守る」「動かない」という 3 つの安全行動を、その場で行う防災訓練）や避難訓練など住民を対象とした実働的な訓練を継続して推進します。	総務課

○ホームページや広報紙、学習会など、あらゆる機会を通じて、ハザードマップ、地形分類図など地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を継続して行い、住民の防災・減災意識の高揚に努めます。	総務課
○学校では、デジ防災を活用し、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を推進します。	総務課 教育委員会
○自主防災組織活動の活性化や防災士等の地域防災リーダーの育成、資機材整備に積極的に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図ります。	総務課
○学校防災資機材の維持管理を行い、避難所運営マニュアルの整備及び地域を巻き込んだ地区防災計画の整備を継続して行います。	総務課

### ③ 適切な避難行動の呼びかけ

#### 【脆弱性の評価】

○大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に高齢者等避難や避難指示等を発令する必要があります。また、確実に住民に伝達できる手段の確保が必要です。
○台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、職員の初動体制をレベル分けしたマニュアルを作成していますが、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、あらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成と住民への周知が必要です。

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に高齢者等避難や避難指示等を発令できるよう、内閣府「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行います。	総務課
○「5段階」の警戒レベルに応じ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保などの避難のタイミング・方法に関する情報、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所などの避難先に関する情報を分かりやすく周知します。	総務課
○台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、町、防災関係機関はもとより、住民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を推進します。	総務課

#### ④ 災害時要支援者対策の推進

##### 【脆弱性の評価】

- 高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるように支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材など、支援体制を整える必要があります。
- 本町では、認定こども園1園、幼稚園9園、小学校9校、中学校2校、高校1校があり、認定こども園において、避難訓練を実施していますが、各施設における園児、児童・生徒の保護、避難支援体制の整備が必要です。

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○高齢者、障がい者など、特に配慮を要する「要配慮者」の迅速な避難を支援できるよう、避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行うとともに、更なる、避難行動要支援者個別支援計画の体制整備を推進します。	保健福祉課
○高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整えます。また、防災に関するパンフレット等は優しい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行います。	保健福祉課
○園児、児童・生徒が在校（園）時に災害が発生した場合を想定し、避難計画を作成・見直すとともに、園児、児童・生徒の一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図ります。	保健福祉課
○浸水や土砂災害が想定される区域内にある要配慮利用施設について、法令に基づき避難計画及び訓練が義務付けられている施設においては、計画の実行性や地域連携の強化を図ります。	保健福祉課
○大規模災害時における社会福祉施設等入所者の安全確保を図るため、町外への広域避難の必要性や課題について整理・検討を行うとともに、関係機関と連携し、施設に対する支援および助言を進めます。	保健福祉課

●「4－(2) 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ」関連KPI

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
屋内伝達手段普及率（戸別受信器設置、メール、LINE登録数）	1,700人 (LINE登録者)	4,000人 (LINE登録者)
シェイクアウト訓練実施回数	年1回	年1回
地区防災計画作成数	3団体	10団体
避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正	未修正	定期的な見直し
町タイムラインの作成	策定	定期的に見直し
第三者同時通訳の導入	未導入	導入検討

## 第5節 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下

#### ① 事業者の事業継続計画(BCP)策定支援

##### 【脆弱性の評価】

<p>○本町では、建設・設備事業者をはじめ、ゴルフ場やスキー場、宿泊事業者等が主な事業者で、他に町が運営する第三セクターがありますが、建設業 BCP を策定している事業者のほか、策定は進んでいません。大規模災害発生時における事業継続を確保する事業継続計画（BCP）の策定を促す必要があります。</p>
--

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
<p>○大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を引き続き促すとともに、町も計画策定に必要な情報等を提供するなど、引き続き積極的に支援を行います。</p>	総務課
<p>○農林水産業や観光等における事業継続のため、インフラ設備を持たないため BCP は策定しないものの、中心となる松山市農業協同組合や久万広域森林組合、(株)いぶき、久万高原農業公社、柳谷産業開発公社、(株)みかわ、(株)さんさん久万高原等、その他指定管理者における防災対策を促進します。</p>	林業戦略課

#### ② 事業活動の再開に向けた支援体制の整備

##### 【脆弱性の評価】

<p>○大規模災害時に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるとともに、燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要があります。</p>
--

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
<p>○大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、特に燃料供給については、町内業者等と協定の締結・情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。</p>	総務課

### ③ 有害物質の拡散・流出対策

#### 【脆弱性の評価】

○有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める必要があり、町では消防法で定められた危険物に対する漏洩等を防止する資機材の整備を進めています。
○県や消防本部は、消防法で定められた危険物施設に対する立ち入り検査を行い、予防規定を基に事故発生時の対応も含め、継続して適切に指導を行う必要があります。

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者が、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、消防法で定められた危険物に対する漏洩等を防止する資機材の整備をさらに充実します。	総務課 消防本部
○県や消防本部は、消防法で定められた危険物施設に対する立ち入り検査を行い、予防規定を基に事故発生時の対応も含め、継続して適切に指導を行います。	総務課 消防本部

#### ● 「5 - (1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下」 関連K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援数	－	相談対応窓口設置
危険物施設等の違反是正率	100%	100%

## 5-(2)食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

### ① 食料等の供給体制の確保

#### 【脆弱性の評価】

<p>○本町では(株)松山生協や生活協同組合コープえひめ、四国コカ・コーラボトリング(株)等と災害時における物資供給の応援協定を締結し協力を得る体制を整備していますが、食料等の安定供給を図るため、更なる事業所等と連携した取組が必要です。しかし、有事の際の連携手法についての事前協議が必要であるとともに、フェーズフリー（※普段のくらしと災害時のくらしの垣根をなくし、身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインしようという考え方）についても両方で意識づけることも重要となっています。</p> <p>○物資供給の応援協定を締結し協力を得ることとなっている、(株)松山生協や生活協同組合コープえひめ、四国コカ・コーラボトリング(株)等以外の町内事業所に対し、協定締結を拡大しており、さらに進める必要があります。</p>
---

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、流通の中心となる物資供給応援協定を結ぶ企業等との防災対策を促進協議するとともに、農業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。	総務課 まちづくり 戦略課
○物資供給応援協定締結後に継続した訓練を実施するほか、協定書の見直しなど、実情に応じた内容に変更していきます。	総務課
○大規模災害時に国が被災自治体を訪問し、自治体の要請に対して支援を行う取組を行っていますが、国の支援を受ける場合の町の体制について、関係部署との協議を進めます。	総務課

### ② 物流機能等の維持・早期再開

#### 【脆弱性の評価】

<p>○大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体、町が締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう取組を推進する必要があります。</p> <p>○本町では(社)愛媛県建設業協会上浮穴支部と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、緊急人命救助及び道路通行確保のための障害物の除去作業や人員及び物資の緊急輸送等の協力を得る体制を確保していますが、さらに町内建設事業者等と連携し道路啓開体制を強化する必要があります。</p>
---

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体、町が締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進します。	総務課
○孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。	建設課

③ 森林が有する多面的機能の維持

【脆弱性の評価】

○森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、森林経営管理制度に基づく適切な森林整備や効果的な山地防災対策を進める必要があります。
○地域が一体となった素材生産から加工・流通に至る一環体制を推進するとともに、近年需要が急速に拡大しているバイオマス燃料についても、林地残材を有効活用するための体制確立により、計画的・持続可能な森林整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するし、森林経営管理制度に基づく森林整備、管理道の整備の他、地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進めます。	林業戦略課
○地域産材の需要拡大を図り、地域が一体となった素材生産から加工・流通に至る一環体制を推進するとともに、近年需要が急速に拡大しているバイオマス燃料についても、林地残材を有効活用するための体制確立により、計画的・持続可能な森林整備を図ります。	林業戦略課

● 「5 - (2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下」 関連K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
道路啓開訓練回数	0回	1回
管理道（林道）の延長	622,109km (令和5年度末)	626,300km (令和11年度末)

## 第6節 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-(1) ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止

#### ① ライフラインの防災対策の推進

##### 【脆弱性の評価】

○上水道における指定避難所等重要施設に、大規模災害時でも優先的に給水し、かつ下水道が使用できるよう、耐震化計画に基づく耐震化を着実に進める必要があります。
○下水道の老朽化対策として、長寿命化計画（ストックマネジメント計画）の策定を実施し、施設や管路の老朽化、耐震化に対して長寿命化を実施することで、安定的な下水道事業運営に努める必要があります。
○上下水道施設において電力や通信サービスの供給を受けている関係事業者とは、非常時に連携が図られるよう、日頃から対応部署の把握を行っておく必要があります。
○水道については、（公社）日本水道協会に加盟し、会員相互の広域的な応急給水・応急復旧等の協力を得る体制は整備されています。
○本町は、県エルピーガス協会松山支部と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結し、避難所に必要なLPガスボンベの供給や避難所での炊き出し用資材の貸出しなどの協力を得る体制を整備しています。

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○業務継続計画に基づいた訓練を実施し、資機材の備蓄や人員の配置等を再確認するとともに、より実効性の高い計画への見直しを行います。関係団体との訓練にも参加し、連携の強化を図ります。	建設課
○上水道及び下水道については、協力業者を含めて平時から情報共有や合同での訓練を行うなどして、非常時に相互に応援できる体制を構築します。	建設課
○上下水道施設において電力や通信サービスの供給を受けている関係事業者については、日頃から対応部署を把握に努め、非常時の連携体制を強化します。	建設課
○（公社）日本水道協会との連携を深め、広域的な訓練に積極的に参加するなどして、応急給水体制の強化を図ります。	建設課
○本町では、県エルピーガス協会松山支部と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結していますが、マンホールポンプの非常用発電機としてのLPガスの確保について、詳細協議を行い、災害時などの有事に際しての体制強化を図ります。	建設課

## ② エネルギー供給の多様化

### 【脆弱性の評価】

- 2030年度のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比約61%削減に向けて計画を執行中で、2019年度末で約53%の削減が進んでいます。
- 太陽光発電設備が設置可能な公共施設については、可及的速やかに太陽光発電設備を導入することで町内企業や一般家庭の積極的な導入に繋げるとともに、民間企業と連携して木質バイオマス発電や中小水力発電設備の導入を目指す必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○一般家庭への蓄電池や電気自動車の購入に対する支援により、再生可能エネルギーの活用を推進します。	まちづくり戦略課

## ③ 水資源の確保や節水型社会づくりの推進

### 【脆弱性の評価】

- 水道施設の耐震化は低い水準にとどまっており、大規模地震時においても安定供給できるよう、施設の強靱化を図る必要があります。併せて、日頃から災害時における節水方法や備えについての啓発活動が必要です。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、保安林である水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進めます。	林業戦略課

## ④ 下水道等の防災対策の推進

### 【脆弱性の評価】

- 本町の下水道等接続数は、公共下水 2,267 人 40.7%、農業集落排水 1,053 人 19.5%、合併浄化槽 1,024 人 14.4%、合計 4,344 人 74.7%となっています（令和6年度末現在）。引き続き、加入促進に努めるとともに安定して下水道事業の継続として、長寿命化などの老朽化対策を進めていく必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害や近年の異常気象などを見据えて、策定済みである下水道施設の業務継続計画の見直しを行い、体制の強化を図ります。	建設課
○老朽化対策も見据えて、維持管理適正化計画を策定し、調査、研究を踏まえて、施設の統廃合や長寿命化を含めた方策をもとに、施設の維持管	建設課

理を推進していきます。	
○整備計画に基づき、水質保全に寄与していくため、引き続き浄化槽未設置の住宅（汲み取り便槽）に対して、合併浄化槽の設置を推進していきます。	建設課

⑤ 緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルート確保

【脆弱性の評価】

○災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や迂回路のない路線等における整備、防災対策を推進するとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。
○トンネル内ラジオ再放送施設、道路ライブカメラの設置により、災害時における避難誘導の支援、最新の道路状況を提供する必要があります。
○代替ルートとして選定した路線及び生活道路としての路線を、重点的に整備を進める必要があります。
○代替ルートとなり得る路線の選定を行い、生活道路としての路線を重点的に整備を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、国・県と協力し緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進します。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進めます。	建設課
○「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていきます。	建設課
○国・県と連携しトンネル内ラジオ再放送施設等の整備を通じ、災害時における避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供します。また、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進めます。	建設課
○橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施します。	建設課
○主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、農業農村整備事業等を活用し整備を進めます。	建設課 農業戦略課
○代替ルートとなり得る路線の選定を行い、生活道路としての路線を重点的に整備します。	林業戦略課

● 「6 - (1) ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止」 関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
建設業 B C P 策定件数	0 件	2 件
下水道処理場の耐震化率	100.0%	管路の耐震化率 100.0%
合併処理浄化槽普及率	14.4%	18.3%

## 第7節 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 7-(1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### ① 災害廃棄物処理体制の充実

##### 【脆弱性の評価】

<p>○町災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定）以降の最新の知見を反映し、県等の動向に配慮しつつ、災害廃棄物処理における基本的事項（災害ごみ仮置場等）や災害廃棄物処理体制の構築の実現に向けた計画の見直しが必要です。</p> <p>○今後も引き続き、ブロック別災害廃棄物協議会での協力を強化するとともに災害廃棄物処理にあたっては地域特性を十分に考慮する必要があります。</p>
--

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○県・町の災害廃棄物処理計画に基づき、町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、県が主催する災害廃棄物処理に関する図上及び実動訓練や研修等に参加し、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを図ります。	住民課
○県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会（松山）を開催し、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域特性を十分に考慮した災害廃棄物処理体制の構築を図ります。	住民課

#### ② 廃棄物処理関係団体等との連携

##### 【脆弱性の評価】

○県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく具体的な協力の内容について継続的に協議を行うとともに、実効性のある町内事業者及び広域協力体制の構築を図る必要があります。
---

##### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく具体的・実効性のある協力体制の構築を図ります。	住民課

● 「7- (1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ」 関連 K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害時におけるごみ等に係る協定締結数	0 件	2 件
災害廃棄物処理置場の選定	9 箇所	10 箇所

## 7-(2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

### ① 復旧・復興を担う人材等の確保

#### 【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業 BCP の策定を継続して促すことが必要です。
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、県や他自治体からの支援を円滑に受け入れるための体制を整備する必要があります。
- 大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠ですが、災害ボランティアの受入体制や活動支援体制を平時から整えておかなければ、災害時の円滑なボランティア活動が滞る恐れがあります。

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業 BCP の策定を継続して促すとともに、建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高めます。	建設課
○町等（消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、県や他自治体からの支援を円滑に受け入れるための体制を整備します。	総務課
○社会福祉協議会において、愛媛県社会福祉協議会の協力も得ながら、大規模自然災害発生を想定した災害ボランティア受入訓練の実施等を行い、受入体制を整備する必要があります。	保健福祉課

### ② 地域コミュニティの活性化

#### 【脆弱性の評価】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自治会や自主防災組織、消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、これまで災害がなかったから自分たちは大丈夫だろうという根拠のない安心感排除の上で、いつどこで発災してもおかしくないという意識を地域全体で共有し、防災訓練をはじめとして、地域のあらゆる行事を通じ地域コミュニティの維持・活性化を図り、共に助け合う関係を構築、継続することが必要です。
- 本町では、人口減少や少子高齢化が進み、自治会においても構成員の減少や高齢化が進んでいます。過疎化が進行しても途切れない確かな地域コミュニティの構築が必要であり、自治会同士をつなぐ集落ネットワークと生活機能の集約や住民交流の核となる「小さな拠点」を形成することが求められています。そして、拠点の求心力のもとで住民同士のつながりを強化し、地域課題に住民自らが向き合える地域づくりを目指す必要があります。

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○自分たちは大丈夫という根拠のない安心感は排除し、住民一人ひとりが、いつどこで大規模災害に遭遇してもおかしくないという意識を共有した上で、自治会や自主防災組織、消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、地区防災計画（地域防災計画の各地区版）の策定による防災意識の強化や、防災訓練の実施を始めとして、地域のあらゆる行事等を通じ地域コミュニティの維持・活性化を図り、平時から顔が見え、共に助け合う関係を構築することにより、「共助」の力を醸成・蓄積します。	総務課
○中間支援組織等の活動を通じて、地域力の向上や担い手確保を目指すとともに、地域コミュニティの維持確保のため、町外からの移住・定住の促進を図ります。	まちづくり戦略課

③ 文化財の防災対策の推進

【脆弱性の評価】

○本町は、旧山中家住宅など国・県指定史跡や寺社、博物館、美術館を含め貴重な文化財や文化的資産が数多くあり、災害発生時における被災文化財の救出活動等を適切かつ迅速に行う必要があります。災害発生時において、全ての施設等を管理することは非常に難しいことが予想されることから、「自助・公助・共助」の役割を明確化し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る必要があります。
---

【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○各種災害による文化財の被害は、その種類により、また文化財等の材質・形状によって異なり、緊急的な保存措置等についても、将来の本格的な保存修理の方針や今後予測される新たな災害への対策等を視野に入れた柔軟な対応が必要で、日頃から所在台帳や写真等を整備するなど、保存の現状を把握、整理します。	教育委員会
○文化財の所有者をはじめ県や関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した「自助・公助・共助」による災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図ります。	

● 「7- (2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ」関連K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害ボランティア講座の開催数	0回	2回
文化財防災訓練	年1回	年1回

## 7-(3)生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

### ① 生活支援体制の整備

#### 【脆弱性の評価】

○災害復旧・復興を迅速に取り組むため、避難所運営人材の育成をはじめ、仮設住宅用地の確保・整備、被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の建設や民間借上げ、罹災証明書の速やかな交付、税の減免など様々な生活支援が必要となります。
---

#### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている公園等について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進めます。	建設課
○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進します。	建設課
○応急仮設住宅の建設、民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進めます。また、空き家活用や宿泊施設の一時転用による住居確保の検討や住宅の応急修理に関する協定を締結します。	建設課
○地籍情報システムの情報更新を適切に実施し、災害時に基礎資料として活用を行います。	住民課
○被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備するとともに、令和8年度以降導入される被災者支援連携システムを活用し、県及び20市町で足並みをそろえて研修を行い、有事の際、被災者に対する生活再建支援を迅速に行える体制を構築します。	住民課
○被災から速やかに生活が再建できるよう、住民税や固定資産税などの町税、個人事業税や不動産取得税などの県税について、被災時の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）の広報啓発を実施し適切に対応します。また、各種補助・助成金を適切に実施する体制を整備します。	住民課
○指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、職員への研修、防災士の育成を実施していますが、避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努めます。	総務課
○地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を引き続き促進します。	総務課

## ② 復興方針の策定体制の整備

### 【脆弱性の評価】

○町としての方針を決め事前復興まちづくり計画の策定に向け協議を行っていく必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○町としての方針を決め事前復興まちづくり計画の策定に向け協議を行っていきます。	建設課

## ③ 風評被害の防止

### 【脆弱性の評価】

○災害発生時における消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要があります。

### 【強靱化の推進方針】

内 容	担当部署
○災害発生時における情報不足による誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信します。	総務課

### ● 「7－(3) 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ」 関連K P I

K P I	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
応急仮設住宅建設戸数	255戸	255戸 (現状維持)
被災宅地危険度判定士数	1名	17名
家屋の被害認定調査及び罹災証明書発行研修の実施	8名	1名増/年

## 第5章 重点プログラムの設定

### 第1節 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の国土強靱化基本計画や県の地域強靱化計画で設定された事態と併せ、本計画の基本目標である「人命の保護を最大限図ります。」を基調に、本町の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定します。

#### 【プログラムの重点化視点】

- 「起きてはならない最悪の事態」による本町での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさ
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本町が担うべき役割の大きさ
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度

なお、この「重点化すべきプログラム」については、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、施策の具体化や高度化などを含め、特に取組の重点的推進に努めるものとします。

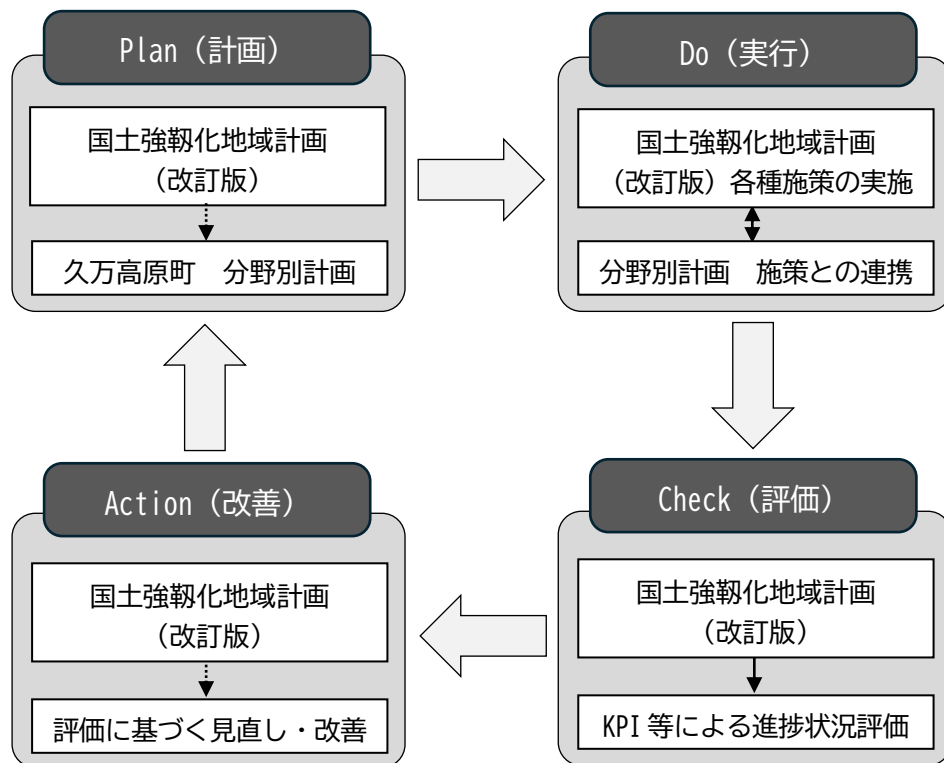
### 第2節 重点化すべきプログラムの一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺
	(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5 経済活動を機能不全に陥らせない	(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止

## 第6章 計画の推進

### 第1節 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとし、強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、進捗状況の把握については総合計画や関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施するとともに、PDCAサイクルを繰り返して進めます。



また、各種施策の推進にあたっては、関連事業の進捗状況や各種取組結果を踏まえ、所管課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

本町だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

### 第2節 他の計画等の見直し

本計画は、本町の地域強靱化の観点から、総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。



# 久万高原町 国土強靱化地域計画

令和8（2026）年3月

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 番地  
TEL : 0892-21-1111 FAX : 0892-21-2860  
URL <https://www.kumakogen.jp/>

企画・編集：久万高原町 総務課 危機管理室